

第七十二回国会 農林水産委員会 議 録 第十号

昭和四十九年二月十九日(火曜日)

午後二時四十二分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 湊 徹郎君

理事 山崎平八郎君

理事 芳賀 貢君

理事 伊東 正義君

理事 上田 茂行君

理事 金子 岩三君

理事 熊谷 義雄君

理事 中尾 栄一君

理事 栗山 ひで君

理事 角屋堅次郎君

理事 竹内 猛君

理事 馬場 昇君

理事 米内山義一郎君

理事 瀬野栄次郎君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

林野庁長官 福田 省一君

林野庁林政部長 平松甲子雄君

委員外の出席者

議員 芳賀 貢君

農林水産委員会 尾崎 毅君

調査室長

二月十八日

農林年金制度改善に関する請願(三池信君紹介)

(第二二三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

第一類第八号

農林水産委員会議録第十号

昭和四十九年二月十九日

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第七十一回国会衆法第一七号)

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第一一九号)

○飯谷委員長 これより会議を開きます。

第七十一回国会より継続審査となっており、芳賀貢君外十名提出、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案、及び内閣提出、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

3 この法律において「国営分収造林契約」とは、

国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行ない、その造林による収益をその所有者と分収する条件でその者と締結する契約をいう。

4 この法律において「造林地」とは、国営分収造林契約に基づき造林を行なう土地をいう。

(国営分収造林計画)

第三条 農林大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和四十八年度以降十五年間にわたり実施すべき国営分収造林契約に基づいて行なう造林の事業に関する計画(以下「国営分収造林計画」という。)をたてなければならぬ。

2 国営分収造林計画においては、国営分収造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。

3 農林大臣は、国営分収造林計画をたてようとするときは、中央森林審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、国営分収造林計画をたてるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に變動があつたため必要と認めるときは、国営分収造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(造林実施地域の指定等)

第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見をきいて、自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない地域であり、かつ、すみやかに造林を行なうことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

2 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づ

き、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするときは、又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

(国営分収造林契約の締結)

第五条 農林大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人又は数人共同して国営分収造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件(地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。)のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することができる。

一 すみやかに造林を行なう必要があると認められること。

二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であること。

三 政令で定める理由により、当該民有林野について分収造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)に規定する分収造林契約によ

つて造林を行なうことが困難であること。

四 当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合にあつては、これらの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

（国営分収造林契約の内容）

第六条 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 造林地の所在及び面積
- 二 当該契約の存続期間
- 三 地上権の設定に関する事項
- 四 植栽すべき樹種
- 五 植栽の予定期間
- 六 手入れの方法
- 七 主伐の予定期間
- 八 収益を分収する割合
- 九 造林に関する費用の負担に関する事項
- 十 その他必要な事項

（持分等）

第七条 国営分収造林契約による造林に係る樹木は、国と当該造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分収する割合によるものとする。

2 造林に着手した後に天然に生じた樹木は、国営分収造林契約による造林に係る樹木とみなす。造林に着手する前から存在した樹木であつて造林に係る樹木とともに生育させたものも、同様とする。

3 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分収造林契約において別段の定めをすることができない。

4 国営分収造林契約による造林に係る共有の樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

（収益を分収する割合等）

第八条 造林地の収益を国及び造林地の所有者が分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参酌して当該契約で定める。

2 造林地の収益の分収は、その樹木の売却代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができ。

3 国営分収造林契約による造林に係る樹木に関する、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を収益を分収する割合によつて分収する。

（林産物の採取）

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

- 一 下草、落葉及び落枝
- 二 木の実及びきのこ類
- 三 手入れのため伐除する枝
- 四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する樹木

（処分の制限）

第十条 造林地又は第七条の規定による持分の譲渡は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（造林地の貸付け等）

第十一条 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき、又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

（国営分収造林契約の解除）

第十二条 農林大臣は、次の各号の一に該当する場合に、国営分収造林契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合において経営の能力が確実に

あると認めるとき。

二 契約の目的を達することができないと認めるとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、第十条の規定による承認をしないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三条 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、直ちに、収益の分収を行なわなければならない。

2 前条第一号又は第三号の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、造林地の所有者は、農林大臣の指定に従い、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する持分の価額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、その金額が当該造林地の造林のために国が支出した金額とこれに対する複利計算の方法により年五パーセントの利率で計算した利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を支払わなければならない。

3 造林地の所有者は、前項の規定による金額を支払つたときは、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

（国営分収造林契約に係る造林事業に関する費用の繰入れ）

第十四条 政府は、国営分収造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

（施行手続等の農林省令への委任）

第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

附則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分収造林契約の締結）

2 この法律による国営分収造林契約は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日以後は、締結することができない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

3 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務を」と「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）第五条の契約により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」の下に「及び民有林野国営分収造林地」を加える。

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十五条第一項中「森林法」の下に「及び国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）」を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

（分収造林特別措置法の一部改正）

5 分収造林特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「国有林野法」を「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）第五条（国営分収造林契約の締結）の契約及び国有林野法」に改める。

理由

林業の自然的経済的社会的制約により民有林野の造林が十分に行なわれていない事情に鑑み、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度約百三十一億円、平年度約百七十八億円であり、以後通増する見込みである。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)

第一条 森林法昭和二十六年法律第二百四十九号の一部を次のように改正する。

目次中第二章 営林の助長及び監督(第四条、第二十四条)を「第二章 森林計画等(第四条、第十条、第十四条)」に、第三章の二 営林の助長及び監督(第十条の五、第二十四条)に、「第八十五条」を「第八十五条の二」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 森林計画等

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林の土地の保全に関する事項

第四條第五項中「都道府県知事」を「関係行政機関

関係の長及び都道府県知事」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「変更しようとするときは」の下に、「関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第五条第一項中「民有林につき、森林計画區別に」を「森林計画區別に、その森林計画區に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき」に改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域

第五条第五項中「公表するとともに」の下に、「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第八条中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「以下「森林所有者等」という。」を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。）」は、地域森林計画の対象となつていない民有林に、「伐採の届出書」を「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採期その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書」に改め、同項第一号の二中「次条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同号を同項第一号の三とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

第十条の次に次の三条を加える。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつていない民有林(第二十五条の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三十三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しななければならない。

ない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 第一項の許可には、条件を附することができる。

4 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべきを命ずることができる。

(適用除外)

第十条の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第十一条の前に次の章名及び二条を加える。

第二章の二 営林の助長及び監督

(施業の勧告)

第十条の五 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の違

成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

(伐採の計画の変更命令等)

第十條の六 都道府県知事は、第十條第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採時期に関する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 都道府県知事は、第十條第一項の規定により届出書を提出した者の行なつている伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採時期に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができる。

第十八條第一項中「数人共同して」の下に「次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林施業の合理化を図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの。

第十八條第二項中「この場合において」の下に「当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森林に係るものであるときは」を加え、「当該森林所有者が定める」を「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とし、「共同して」とを「共同して」とし、当該森林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、第十一條第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、同条第五項第一号中「森林施業計

画の対象とする森林(政令で定めるものを除く。)の規模に応じ、森林生産の保護」とあるのは「森林生産の保護」と、第十二條第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して(当該認定森林所有者のうちに当該森林施業計画の対象とする森林につき森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して)」と、同項第一号中「森林所有者でなくなつた場合」とあるのは「当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合」とあるのは「森林所有者でなくなつた場合」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とに改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十四條中「試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省令で定める」を「第十條の四に規定する」に改める。

第二十五條第一項中「昭和三十一年法律第一一七号」を削る。

第七十四條第一項中「と森林生産力の増進とを図り、あわせて」を「及び森林生産力の増進並びに」に改める。

第七十九條第二項第三号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 組合員の生産する環境緑化木(林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。)の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第七十九條第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

五の三 組合員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売

渡し、貸付け又は交換

第七十九條第二項第六号の二を第六号の四とし、第六号の次に次の二号を加える。

六の二 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

六の三 組合員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

第七十九條第四項中「組合は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第七項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、

「組合員以外の者が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員以外の者が」に、「組合員が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員が」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 組合員に出資をさせる施設組合(以下「出資施設組合」という。)は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの(これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。)の事業を行なうことができる。

第七十九條に次の二項を加える。

9 施設組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第一号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

10 第一項第二号に掲げる事業を行なう組合(第八十五條の二の規定に基づき当該事業を行なう施設組合を除く。以下「生産組合」という。)は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 環境緑化木の生産

二 森林を利用して行なう農業

三 前二号の事業に附帯する事業

第八十條第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。

第六章第二節第一款中第八十五條の次に次の一条を加える。

(森林の経営)

第八十五條の二 出資施設組合は、第七十九條第一項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営(委託又は信託を受けて行なうものを除く。)及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

2 出資施設組合が行なう前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第八十六條第一項第一号中「森林所有者」の下に「(森林所有者と同一の世帯に属する者で当該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行なうものうち、当該森林所有者が指定する一人の者をいう。次号及び第五十六條において同じ。)」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体(前号に掲げる者を除く。)

第八十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる事業を行う組合(以下「生産組合」という。)」を「生産組合に改める。

第八十七條第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八條の次に次の一条を加える。

(回転出資金)

第八十八条の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に貸付させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資（以下「回転出資金」という。）の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができない。

第九十条第一項ただし書中「第八十六条第一項第二号の下に」又は第三号を加える。

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を「施設組合」に改める。

第九十三条第一項ただし書中「第六号まで」を「第六号の三まで」に改める。

第九十八条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「又は監事」を「監事、参事又は会計主任」に改める。

第一百零五条第二項第四号中「払込済出資額」の下に「（回転出資金の額を除く。以下同じ。）」を加える。

第一百零六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第一百零八条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官」とあるのは、「行政庁ハ利害関係人」と読み替へるものとする。

第一百零八条の次に次の二条を加える。

（参事及び会計主任）
第一百零八条の二 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで（支配人並びに商業登記法（昭和三十一年法律第百二十五号）第五十一条から第五十三条まで（支配人の登記）の規定を準用する。

第一百零八条の三 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の

同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第一百二十三条第三項中「組合員の総数の四分の一」を「その選挙の時ににおける組合員の総数の四分の一（その総数が八百人をこえる組合にあつては、二百人）」に改め、同項ただし書及び同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとする。

第一百二十三条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

第一百二十六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第一百二十七条第二項中「年五分を」年八分以内において政令で定める割合」に改め、同条第三項中「応じてし、なお剰余があるときは、」を「応じ、又は」に改める。

第一百二十八条の次に次の一条を加える。

（回転出資金による損失のてん補）
第一百二十八条の二 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充てた剰余金がある場合には、その払込みの充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときこれを払い戻さなければならない。ただし、

当該期間内に、總會において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

第一百二十九条中「前三条」を「前四条」に、「処理するために従わなければならない自己資本の額、余剰金の運用及び資金の貸付に関する基準」を「処理するための基準として従わなければならない事項」に改める。

第一百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第一百五十四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所属員の行なう林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売却、貸付け又は交換

第一百五十四条第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の三 所属員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

七の四 所属員のための森林施業計画の作成

第一百五十四条第二項中「連合会は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第五項中「施設の下に」に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、

「所属員以外の者が」を「所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者が」に、「所属員が」を「所属員並びに他の連合会及びその所属員が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所属員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売却し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売却し（当該土地の区画形質を変更してする売却を含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

第一百五十四条に次の一項を加える。

7 連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第四号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

第一百五十五条に次の一号を加える。

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつて法人（前号に掲げる者を除く。）

第一百五十五条の次に次の一条を加える。

（議決権及び選挙権）
第一百五十五条の二 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が組合である場合にあっては当該組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該組合員が連合会である場合にあっては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 各会員は、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用について

ては、平等の議決権を有するものとみなす。
4 会員の議決権及び選挙権の行使については、第九十条第三項から第六項までの規定を準用する。

第百五十九条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「第百五十四条第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同条第二項中「第百五十五條に」を「第百五十五條及び第百五十五條の二」に改め、「第百五十八條から」の下に「第百五十九條まで、第九十一條から第九十五條まで及び第九十七條から」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「第百五十八條」を「第百五十八條の三」に、「第六号」を「第六号の三」に、「第七号」を「第七号の三」に、「第百八条中」を「第百五十五條第二項中」一人とあるのは二人（第百五十五條の二第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）と、第百八条中に改め、同条第四項中「第百八条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第五項中「読み替へる」を、「同条第三項中「第百五十五條第九項本文」とあるのは「第百五十六條本文」と読み替へるに改める。

第百六十条第一項中「会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）を「出資連合会」に改め、同条第二項第五号中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百六十三条第二項中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百七十二條第二項を次のように改める。

2 行政庁が組合又は連合会の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の囑託によつてする。

第百七十八條中「昭和三十八年法律第百二十五号」を削る。

第百八十一條中「連合会に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることが

できる。

第百八十二條を次のように改める。

（行政庁による解散命令）

第百八十二條 次の場合には、行政庁は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 組合又は連合会が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合又は連合会が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合又は連合会が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合又は連合会に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第百八十四條の次に次の一条を加える。

（組合及び連合会に対する助言、指導等）

第百八十四條の二 国及び都道府県は、組合及び連合会に対して、その行なう事業を通じ、この法律に定める他の措置と相まって森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行なう等必要な配慮をするものとする。

第百九十一條中「第二十五條」を「第十條の二、第二十五條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第百九十一條の二 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第百九十七條中「三万円」を「十万円」に改める。

第百九十八條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百一一条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百一三条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百五五條第一項中「一万円」を「五万円」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「三万円」を「十万円」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百六六條を次のように改める。

第二百六六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十條の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者

二 第十條の三の規定による命令に違反した者

三 第三十四條第一項（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者

四 第三十四條第二項（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

五 第三十八條の規定による命令に違反した者

第二百七七條中「二万円」を「十万円」に改め、第二号を削り、第一号を第三号とし、同条の次に次の二号を加える。

一 第十條第一項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者

二 第十條の六第三項の規定による命令に違反した者

した者

第二百八八條中「一万円」を「五万円」に改める。

第二百九九條中「五万円」を「三万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二百十條第一項中「一万円」を「二十万円」に改める。

第二百一十一條中「二万円」を「三万円」に改める。

第二百一十四條中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二号中第七項を「第八項」に、「若しくは第五項」を「若しくは第六項」に改め、同条第八号中「第百七十七條第五項」の下に「又は第百八十八條の第三項」を加え、「第百五十九條第三項」を「以上の各規定を第百五十九條第三項」に改める。

第二百五五條中「二万円」を「一万円」に改める。

第二百五五條の二 森林法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「事項」の下に「地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域」とに当該事項を明らかにすることを旨として、を加え、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

第五條第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

（森林組合合併助成法の一部改正）

第三條 森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中昭和四十二年十二月三十一日まで」の下に「及び森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第

号）附則第一條第一号に規定する規定の施行の日から昭和五十二年三月三十一日まで」を加える。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條中森林法第四條、第五條、第七條第一項及び第十八條の改正規定、第三條の規定

並びに次条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第三条の規定 昭和四十九年四月一日

(全国森林計画及び地域森林計画に係る経過規定)

第二条 前条第一号に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法(以下「旧法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられていた全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第一条の規定による改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

2 農林大臣は、前条第一号に規定する規定の施行の日から起算して九十日以内に、同号に規定する規定の施行の際現に旧法第四条の規定によりたてられていた全国森林計画を変更し、かつ、その概要を公表しなければならない。この場合には、新法第四条第二項、第三項、第五項及び第六項(全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。)の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、前条第一号に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられていた地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項(地域森林計画の公表に関する部分を除く。)並びに第七条の規定を準用する。

第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の森林法以下この条において「旧森林法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられていた全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第二条の規定による改正後の森林法(以下この条において「新森林法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

2 農林大臣は、附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から起算して一年以内に、同号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第四条の規定によりたてられていた全国森林計画を変更し、かつ、その概要を公表しなければならない。

この場合には、新森林法第四条第二項、第三項、第五項及び第六項(全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。)の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられていた地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五条第二項、第三項、第五項及び第六項(地域森林計画の公表に関する部分を除く。)並びに第七条の規定を準用する。

(開発行に係る経過規定)
第四条 この法律の施行の際現に開発行(新法第十条の二第一項の開発行をいう。以下同じ。)を行なっている者は、当該開発行について同項の許可を受けたものとみなす。
(仮理事の選任に係る経過規定)
第五条 この法律の施行前に裁判所が請求を受けた旧法第百八十八条(旧法第百五十九条第三項において準用する場合を含む。)において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任については、なお従前の例による。

(総代会に係る経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に設けられている総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。
(解散命令に係る経過規定)
第七条 この法律の施行前に裁判所が申立てを受けた旧法第百八十二条第一項の規定による事件については、なお従前の例による。
(罰則に係る経過規定)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第九号及び第七十三号の七第十号中「第八十六条第二項」を「第七十九号第十項」に改める。
(保安林整備臨時措置法の一部改正)
第十条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
第十一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項及び第七十八号の二中「第七十九号第一項第二号」を「第七十九号第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。
(法人税法の一部改正)
第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「第八十六条第二項(生産組合員の資格)」を「第七十九号第十項(生産組合の事業の種類)」に改める。
(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)
第十三条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第七十九号第一項第二号」を「第七十九号第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。
(国有林野の活用に関する法律の一部改正)
第十四条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第七十九号第一項第二号」を「第七十九号第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

第二号」に改める。

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林計画制度の整備充実、民有林についての開発許可制度の導入等の措置を講じ、及び適正かつ合理的な森林施業を確保するため、立木の伐採についての規制の強化、森林施業計画の認定制度の改善等を行なうとともに、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び同連合会の事業範囲の拡大及び管理運営の適正円滑化、森林組合の合併の促進等のための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○仮谷委員長 両案につきましては、第七十一回国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりましたので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○仮谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○仮谷委員長 両案について審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今井勇君。

○今井委員 私は、ただいま議題となりました両案につきまして、若干の質疑を行ないたいと思ひます。

最初に、芳賀貢君外十名の提案にかかります法案につきまして質疑を申し上げたいと思ひます。森林の果たします役割りは、木材生産のほか、国土の保全あるいは水資源の涵養、自然環境の保全などの機能を通じて、国民生活に深く結びついております。しかも、その造成にはたいへん

長い時間を要しますので、この森林の持つ多面的な機能の調和をはかりながら、長期的な観点からその整備をはかることによりまして、今後のわが国の国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することが強く要請されているところであります。

木材需要の動向につきましては、さきに政府が発表しました「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」によりまして、昭和四十六年度では、総需要約一億立方メートルのうち、国産材で四千七百七十万立方メートル、外材で五千六百万立方メートル、すなわち、国産材の占める割合が四六%で、外材が五四%であると示されております。これが十年後の昭和五十六年度では、総需要が一億三千四百八十万立方メートルにふえる一方、国産材は四千九百七十万立方メートルで、全体の三七%にすぎず、あとの六三%、すなわち八千五百万立方メートル余が外材にたよるを得ないというふうになっております。この外材輸入の情勢は、すでに、わが国の木材輸入量は世界の総輸出量の三〇%を占めておりまして、しかも、世界各国におきましても、資源政策及び環境保全の両面から輸出に対する規制が強化されておりますし、さらに、最近のような石油問題等を契機といたしまして、国内的にも、外貨の調達という面から、外材輸入に対してよりきびしいものと覚悟せざるを得ないのであります。したがって、わが国におきましては、森林資源を整備し、これを活用していくことが従来にも増して重要な課題となつてきております。このような森林資源の充実の基盤となるものが造林であることは申すまでもありません。

一方、わが国におきまます森林面積及び素材の生産量を見ますと、民有林の占めるウェイトが非常に高いのであります。すなわち、面積で申しますれば、全体の森林面積の五七%に当たります千四百六十五万七千ヘクタールが民有林でございまして、また、素材生産量におきましても、全体の六〇%を占めておるのであります。このように、非

常にウェイトの高い民有林につきましては、政府が示しました「森林資源に関する基本計画」でも、資源充実の基本的な目標を設定いたしまして、民有林につきましては、昭和四十六年現在約七百万ヘクタールの人工林を、昭和六十五年までに一千万ヘクタールにしようというふうにしておるのであります。しかし、最近の民有林の造林動向を見てまいりますと、昭和四十五年以来の木材価格の低迷あるいは国産パルプの需要量の鈍化傾向などからして、伐採面積が減少いたしております。また、林地開発の進展に伴いまして、土地利用が非常に不安定であります。また、造林対象の位置がだんだんと奥地へ進んでまいりました。加うるに、労働力が不足いたしますなどの原因が複雑に重なり合つて、昭和三十六年の三十三万八千ヘクタールをピークにいたしまして、減少の傾向にありまして、昭和四十六年度では、二十五万六千ヘクタールというふうに、まことに憂慮すべきものであります。

私も、政府を賛成いたしまして、小規模の保有層を対象にした、計画的しかも集団的な造林あるいは保安林などの公益性の強い地域での造林などに対しましては、助成の強化をはかるほか補助単価の引き上げ等をやってまいつておりますが、先刻申し上げておるとおり、造林、特に民有林の造林が停滞をいたしておりますことはいかなる実情でございませう。

このようなもの原因が重なり合つて停滞しております現在、今後の情勢を踏まえます場合に、この停滞をしておりますもの原因をつぶさに検討して、きめこまかい施策を講じなければならぬと思つてございませう。

そこで、芳賀貴君外十名の提案によりまして国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案というところは、直ちにこの民有林の造林に国がかかわつて行なうというふうに行つておられますが、はたしてそれでこの停滞状況の民有林の造林の問題が片づくであらうか、私は、若干の疑義を持つものでございませう。

したがって、以下二、三の点について具体的に伺ひたいと思つておりますが、まず、第一番目でありまして、これは、森林を持つております人たちが、一体どんな形でわが森林を育成し、育てて、そして、伐採に至るまでにどのような気持ちでこれを行なっているだろうかというふうな基本的な問題でございませう。私は、言つてみれば、わが子を産み育てる母親にも似た愛情というふうなものが農民の根底にありまして、自分の持つてゐる森林を毎日つくしみながら、自分の手でこれを守り育てるという、いわゆる愛情が基本であらうと思つております。したがって、今後のいかなる施策につきましても、そういった農民の素朴な感情というものを無視してはできないであらうと思つております。

この場合、わが国の林業者の多くは、実は、経営規模が非常に小さいものが多いわけにございまして、したがって、個別に経営をします場合には力不足ということがあります。そのような場合には、現在におきましても、森林組合など、林業者の組織する団体の自主的な努力によつて補完をし、さらに、場合によりましては、市町村、府県あるいは造林公社、森林開発公団などの、いわゆる公営の手によつて行なつてゐる場合もありましようが、いずれの場合でも、自分の山は自分の手で育てるという、林業者の自主的な意欲を、しかも、その基盤に立つて行なわれていることをたてまゝと思つておられます。このことは、林業基本法の第七條にも「国及び地方公共団体は、」として、林業の「施策を講ずるに当たっては、林業従事者又は林業に関する団体が自主的な努力を助長することを旨とするものとする。」というふうに行なつてあります。ところで、今回提案になつて行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案では、林業者との自由な契約を基礎として国営の分収造林を進めるたてまえにはなつておりますが、先国会での提案理由の説明によりまして、国有林野事業の組織、技術、労働力及び資金を活用して民有林の造

林を行なうんだというふうな述べられております。このことは、先ほど私が申しましたところの、みずからの山はみずからの手で育てたいという農民の素朴な感情というものをからしめると、なかなか受け入れたいところがあるように思つております。しかも、同法案の第三條の立て方を見ますれば、「農林大臣は、森林法第四條に規定する全国森林計画に即して、昭和四十八年度以降十五年間において実施すべき国営分収造林契約に基づいて行なう造林の事業に関する計画をまず立て、そして、国営分収増林計画におきましては、「国営分収造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定める」となつております。しかも、提案理由によりまして、今後十五年間に百万ヘクタールの造林を行なうのだというふうになっております。これは、民間の協力なくしてこういう計画ができるはずはないわけにありますが、こういう第三條の立て方からいたしましても、林業者が不安にかられるのもゆえのないものではなからうと思つておりますが、御提案のあり方については、民有林の造林推進をする主体を持つておられるのか、まず、その点からお伺ひをいたしたいと思つております。

○芳賀議員 社会党提案のいわゆる国営分収造林法案の趣旨並びに内容については、すでに、前国会におきまして、衆議院本会議並びに当委員会において詳細を説明してありますので、今井委員においても十分御理解のことと思つてございませう。

ただいま御指摘のありました、わが国林業の置かれた現状等については、今井さんの認識も私どもの判断もおおよそ一致しておる点があるわけにございませうが、ただ、一番大きな問題は、人口、食糧問題にいたしましても、あるいは森林資源の問題にいたしましても、わが国の農林業のになうべき重要課題としては、いかにして資源政策を強力に進めて、国民経済に關係ある食糧の供給あるいはまた木材の生産供給を高度に高めるかという

きましても、十五年計画で百万町歩の分収造林をやるということになっておるわけであります。したがって、地元の森林所有者、林地所有者の皆さん方がこの制度を十分理解されまして、国営分収造林制度によって自分の持ち山の造林をぜひ進んで進めたいというような場合には、今井委員御指摘のとおり、これは下から積み上げるという方式で、都道府県知事が地域の分収造林計画を立てる。その場合には、都道府県の森林審議会並びに関係市町村長の意見を聞いて地域計画を立てて、

農林大臣に実現のための申請をする。そういう運びになっておるわけでありまして、知事が関係市町村の意見を聞いて策定して農林大臣に申請する。その計画立案の中で、地元の対象者であるところの林地の所有者の皆さん方の御意向が十分反映されるようにしていかなければならぬというふうに考えておるわけであります。

もう一つ御指摘のありましたことで、国が直接的に分取造林事業を行なうということになれば、この法案の提案理由の中におきましても申ししておりますように、つまり、国営分取造林事業でありますからして、この国の責任、事業体としては、国有林野特別会計に裏づけされた国有林野事業が直接この事業を担当するということになるわけであります。もちろんこれは直営事業ということになるわけでありますが、現在の国有林野事業においても、方式はもちろん国営の直営事業であります。

すけれども、その事業の実行方法については、いわゆる直用方式によるところの直接の事業、あるいはまた請負方式によるところの直営事業というふうにこれは内容が分かれておりまして、この二つをあわせて直営事業と總称しておるわけであります。

問題は、この十五年間に百万ヘクタールということになれば、年間平均にいたしますとおおよそ年六万六千ヘクタールの造林事業を行なうということになるので、これは最近の公社造林あるいは公団造林の実績が年間それぞれ二万ヘクタール程度でありますから、これをはるかに上回る事業という

ことになるわけであります。

ただ、現在の国有林野事業の包容するいわゆる基幹労働力、実際に現場において事業を担当する国有林の基幹労働力の状態がどうなっているかという点については、すでに御承知と思えますけれども、たとえば実例をいまして、常用作業員と称する——これは日給制のもとに置かれておるわけでありまして、常用作業員がおおよそ一万人七千人、それから季節的に反復雇用される定期作業員、もちろんこれも日給制でありますけれども、これらの作業員が一万人六千人であります。この二者を合わせまして三万三千人というものが、これが国有林事業の現場基幹労働力ということになっておるわけでありまして、この三万三千人の貴重な基幹労働力をもととして現在の国有林野事業全般の事業というものが、いわゆる直用、直営方式で実施されておるかという、なかなかそうではないわけでありまして、たとえば立木の素材生産にいたしまして、四十八年はおおよそ一千八百万立木の素材生産を行なったわけでありまして、そのうちの一千万立木というのは、これは山の現場におけるいわゆる立木処分ですね。立木の売り払い処分による生産が一千万立木、残り八百万立木というものが、これがいわゆる素材生産ということになるわけでありまして、これに對しても、その六〇％がつまり直用生産です。国有林の労働者が直接生産するものが八百万立木のうちの六〇％、あとの四〇％は、これは請負生産方式で行なっておるというのが実態でございます。

あるいはまた、この造林事業にいたしまして、年間七万ヘクタールに及ぶ、いわゆる新規造林を行なっておるわけでありまして、この造林事業についても、全面的に直用方式で実行しておるわけではないわけでありまして、たとえば新植の事業にいたしまして、あるいは植林した森林の下刈り、を毎年保育事業として行なう場合においても、おおよそその四〇％程度は請負作業ということで行なっておるわけでありまして、

林野の基幹労働力の就業構造ということになっておるわけでありまして、今後、法律が通りまして、新たに国有林に對する分収造林というものを、全面的に、国有林の直接の作業員が一年間に六万ヘクタール以上の造林を完全に行なうことができるかということになりますと、現在の事業だけでも十分労働力が確保されておらないで、三万人の職員がいまだに日給制の状態あるいは季節的な雇用関係に置かれておるわけでありまして、こういう問題を根本的に解決しなければならぬという大きな重大な課題をかかえておる中において、それを半ば放任するような形で、国有林の労働力を新しい分収造林事業に集中的に投入するということはなかなか至難のことになるわけでございます。これが現状であります。

したがって、この事業を行なうということになれば、もちろん、全国に十四の管林局あるいはその下に必要に応じて多数の管林署あるいは担当区というものが散在しておるわけでありまして、重点的には、管林署所在あるいは事業場所在の市町村等においては、直接的に分収造林事業に参加して行なうことも可能であるといえまして、全国的の国有林の所有者の皆さん方から積極的な要望が出る場合においては、責任の所在を明らかにした形で、その実施方法としては、あるいは地元の森林組合に對する事業の委託を行なうとか、あるいはまた、最近だんだん増加の傾向にある森林組合の労働班がおおよそ六万人を数えるに至っておるわけでありまして、こういう生産に取り組み現場の労働組織等についても、その内容というものを、質的にもあるいは雇用関係の面等においてもその所在を明らかにした形の中において、りっぱな山林労働者としての、労働力としての育成を行なう中において、地元の労働力を、地元の民有林の生々発展のためにいたす仕事でございまして、十分な御協力をお願いするというようなことをわれわれとしては展開いたしまして、予定いたしました、この事業の完全な遂行というものが、むしろ過疎にだんだん追い詰められておる地元の農山村の労働力を林業発展の中において十分に協力してもらう、むしろ雇用の場を拡大する、あるいは地元の労働者としての労働に對しての十分な位置づけと評価を行なう中において、山を守る、そういう労働というものが社会的に発展するようにしていきたいというふうに考えておるわけでありまして、

少し長くなりましたけれども、十分御理解を願うために、つとめて御説明を申し上げたわけでありまして、

○今井委員 たいへんじゅんじゅんと御説明をいただきましたが、私は、いまの十五カ年百万ヘクタールのものにつきましては、これから申し上げる二つの点でまだ納得ができませんのであります。一つは、いまお話しがありましたように、小さい林業者が自分ではできないようなもの、いわゆる資金不足により造林が円滑にできないような場合には、公的機関による方法が開かれておる。おっしゃるとおりでございます。その実績を見てまいりますと、私は、けっこう円滑に実施されているのではなからうかという認識を持っております。たとえば、民有林におきまして分収造林の実績、これは民有林の全体の造林面積は停滞さみで、むしろ減っておりますが、分収造林の実績は、このところ微増をいたしております。しかも、昭和四十六年度では約四万五千ヘクタールでありました。この実績は、先ほどお話しがありました官行造林が戦後最も多く行なわれたといわれます昭和三十四年の一万三千ヘクタールに比べまして約三・五倍あります。また、府県におきまして造林あるいは林業公社によりまして分収造林は、現在、三十三都道府県、三十六公社が実施しておるようでありまして、年々造林面積もふえてまいりまして、昭和四十六年度には約一万八千ヘクタールというふうな私は理解をいたしております。また、森林開発公社につきましても、もう御存じのとおり、全額国の出資あるいは融資により実施されておりますが、これが実施されました昭和三十六年以降四十七年

に至ります十二年間に二十一万九千ヘクタールやっておりますが、これは、旧官行造林が、御承知のとおり、大正九年に発足以来三十六年に終わりますまで、約四十年にわたって行ないました面積が約三十一万ヘクタールでございます。これに比べますと決して見劣りのできない数字であると思はれるのです。そこで、このように公社、公団等の分収造林がうまくいってまいりますゆえんのは、それぞれの造林費用は公社、公団が負担をし、実際の造林行為は地域の森林組合などの労働組織によって行なわれているところに負うところが多いんじゃないかと私は思います。すなわち、非常に地域に密着した形で労働力が確保され、公社、公団の計画性と相まってうまくいっているんじゃないかと私は思う。

そこで、先ほどのお話しであります、このように地域の密着性が非常に強いものでございまして、私は、国有林野の面積を調べてまいりますと、地域別に見ますと、北海道、東北で約六八％でございます。約七割。それを除きます地域で三割でございます。一方、民有林野の拡大造林対象地というのを調べますと、東北、北海道で約三割、その他で七割になっております。ちょうどその逆でございます。そういったものと、適地が逆の傾向にあり、しかも、その労働力というものは流動性はあまりないだろうと私は思う。非常に地域に密着した労働力であると思えます。特に、先ほどのお話しのとおり、管林署間の二署間流動でもなかなかうまくいかないという実態を踏まえまして、はたして十五年度で百万ヘクタールというものができるのがあるのか。先ほどの御答弁であります、摩擦を起こさずにうまくやれるのだというお話しでございますが、私は、これはどのような地域分布に百万ヘクタールがなっているのか存じませんが、少なくとも、法案を読む範囲内におきましては、いまの私が申し上げた二点の理由からでも非常にむずかしいと思ひます。さらに、こういうことをやりますと、現在やっております公社、公団等が造林いたしますものと、場所

によつては当然競合をいたすと思ひます。また、
国営分収造林が、お話しのとおり、国有林みずから
の労働力というものを活用して実施するといふ
ことになりますれば、せつかくいま育成強化され
つつある民有林の造林のなにか手というもので混
乱を与えやしないだろうかといふふうなことで、
私はたいへん懸念するものでございませう。この点
についてはいかがお考えか、御答弁を願ひたいと
思ひます。

○芳賀議員 たいだいまのお尋ねであります、も
とより、私もいたしまして、現在動いてお
る公団分収造林あるいは公社造林の業績を過小評
価するものではありませんが、どうして伸展の状
態にあるかといふ大きな原因としては、これに対
する国としての投入が相当強力に行なわれて
おるといふことを見のがすわけにはいかぬと思
ひます。たとえば民有林に対する造林の補助制
度、あるいは補助造林とか融資造林と言われるわ
けであります、それでは現在の公社造林に
対して、県の造林公社が分収造林を行なう場合
において、公社が、費用負担者として、造林者とし
ての立場に立つて、森林所有者である個人との間
において分収契約を締結するわけであり、費用
負担の面においても、決して、公社自身が自
まかないの費用で費用負担者としての使命を果
たしているわけではないわけでありませう。それは、
最近の民有林の、特に拡大造林に対する補助制
度等を見ても、昭和四十二年から団地造林の補助
度が相当拡大されて、現在におきましては、
三年間に一団地が二十ヘクタールと、一年間に十
ヘクタールの施設団地を対象にいたしまして、こ
れに対しては国の造林補助率はおよそ六八%、
公社の行なう団地造林については造林費の六八
%、おおよそ七割の造林補助というものが、特
にこれは国の予算から支出をされておるわけであ
ります。そういったと、造林費用の七割を国が
造林補助として支出をしておる。実際に造林する
場合の新植の費用等については、公社が三割分だ
けの調達をすれば実行ができる。まあ、極端な例

であります、手抜きというわけではありませ
んが、その七割補助の範囲内において造林を施
するといふことも、決して、絶対にできないんでは
ないといふ実例をわれわれは承知しておるわけ
であります。

さらに、また、補助費の費用については、現在
は、農林漁業金融公庫から九〇%限度の三十五年
償還、二十年据え置きといふような、そういう長
期な制度資金が出されておるわけであり、ま
た、いま今井委員が言われたとおり、公社造林
が実績をあげておるのではないかとわれわれも
国の大きな資金面における、財政面におけるこ
入れがあつてこそよく一年間に二万ヘクタール
程度の分収造林を行なつておるといふことにな
るわけであり、十分な成果といふことにはなら
ぬと思ひます。

そこで、国が七割も助成をしておる、あるいは
必要な資金の融通を行なつておるといふことであ
れば、この際一歩進めて、国が直接行なう分収造
林制度、かつての官行造林制度に民有林分野を大
幅に取り入れた形、国の直接の責任で一大造林
政策を実行するといふことは、決してこれは避け
るべき道ではないといふふうにならねばならぬと
おるわけでありませう。

もう一つ、森林公社の行なう公団造林にいた
しまして、この森林公社の発足の当時の実情とい
うものは、各委員の皆さんもすでに御承知のと
おりであります。最初、熊野・剣山の大型の優良
林道の開設事業といふものを、世界銀行の融資を
得て、そして実施機関として公団が発足したとい
う経過、あるいはまた、官行造林制度を廃止す
ることによつて、公有林の水源地造林等につ
いては公団の分収造林を行なう、あるいはまた、そのあ
とでスーパー林道の開設事業、あるいは、今度は、
大規模林業の事業等に取り組むといふように、
一貫性がないわけでありませう。公団の延命策のため
に、場合によつては新しい事業を公団に付与して
おるのではないかといふような疑問をわれわれは
持つておるわけでありませう。しかも、事業の資

金というものは、今年度の予算においても、昨年
度においても、それぞれ七十億ないし七十二億
円の国の出資、これは総額で四百三億円の国の出
資が行なわれておるわけでありませう。あるいはまた、
事業をやる場合の借入れ金につきましても、公
団自身が全然苦勞をしない、政府として資金の
確保をやつて仕事をやらせる。そうして公団は何
ら事業の実行能力といふものはないわけであり
ます。四
百人程度の職員を擁しておるわけでありませう。現
場においては林道の開設あるいは造林の事業、そ
れらを実際に実施して行なう体制といふものは
全然とられておらないわけでありませう。計
画地域に対して必要な資金をおろすだけの仕事
あるいは調査を進めて新しい契約を確保するとい
ふような仕事だけに公団の仕事の内容といふもの
は終つておるわけでありませう。そうならば、公
団の分収造林にいたしまして、造林公社の事業
にいたしまして、結局は、国の財政的な事業
上、あるいは事実的な大きな援護といふものが
あつて初めて達成ができるわけでありませう。こ
の際、直接的に国が行なう分収造林事業とい
うものを新たに実行するといふところにならねば
ならぬと思ひます。したがつて、分収造林の契約
締結の場合においても特別の規定がありまして、
これこれの規定に該当する場合においては、そ
れは国営分収造林の採択対象とはならぬといふよ
うな規定も設定するわけでありませう。特に、公
団造林や公社造林において実施困難であるとい
ふことが認められた場合において初めて国営分収
造林の対象地にするといふことも、これは法文の中
に明記しておる。それほどわれわれは慎重な配慮
をしておるわけでありませう。これは可能な、こ
れはいいと思はれるような積極的な造林促進の方法につ
いては、あらゆる角度から英知を集中して、そう
してその道を開くといふところに重点があるわけ
でありませう。国が、国有林がこれらの事業を一人
占めする、地元へ御迷惑をかけるといふような考

えは毛頭ありません。むしろその逆であるとい
ふことは先ほど御説明申し上げたような次第でござ
います。

○今井委員 労働力の流動性については御答弁が
なかつたようですが、それはいかがですか。

○芳賀議員 これは、これからどうなるというこ
とよりも、実例として、たとえば五十年の歴史を
持つておる……(今井委員)すみませんが、時間が
ないので、短かくお願いします。と(呼ぶ)それ
じゃ、わかつてもらえないような点が多いので、
無理に私は時間をかけて説明しておるわけでは
なして、その点は、決してあなたの質問時間を取
るわけじゃないですから御了承願ひたいと思ひま
す。

(委員長退席、山崎平(委員長代理)着席)

いままで行なわれた五十年の官行造林といふの
は、すでに主伐期に入つておることは御承知のと
おりであります。ただ、いままでの官行造林、現
在、面積的には二十三万ヘクタール分布してお
るわけでありませう、この分布状態といふものが、
はたして、国有林が占有率の高い地域においての
官行造林面積が多いかといふこと、決してそうでは
ないわけでありませう。これを十四の全国の官林局
の管轄区域別に比べると、一番国有林の面積の少
ない大阪官林局の管内においては、官行造林の面
積が五万二千ヘクタールに及んでおるわけであり
ます。二十三万ヘクタールのうち五万二千ヘクタールが
大阪官林局、これは近畿四県と中国六県の十県に
またがつておるわけでありませう、この近畿、中
国における地域といふものは、御承知のとおり、
国有林の占める割合といふものは非常に少ない。
したがつて、民有林の割合が高いところでありま
すが、かつての官行造林は、こうした国有林の占
有率の低い、民有林の占有率の高い地域において
官行造林制度といふものが十分に理解されて、大
きな成果をあげておる。こういう厳然たる実績が
あるわけでありませう、今後行なう分収造林に
しても、結局、国有林の多い東北、北海道地域
だけにこれが偏在するといふような懸念はいささ

かかないと私どもは確信しておるわけでありませう。

○今井委員 いまの問題はまたの機会にいたしまして、私は、次に、国民経済的に見て、いま御提案のような方法はたして経済的かどうかどうかという問題についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、国の補助率が六八%程度、約七割ならば、もう一歩進めて、国が直接したらどうかというお話がございました。その点についてちょっとお尋ねしたいのですが、今度の法案を拝見しますと、分収造林の分収割合というのは五分、五分だと書いてあります。一般では、それが費用負担者が六、それから土地の所有者が四であるというのが通常のようにありますが、そういう意味では、土地の所有者が優遇されておるように思っています。このように土地の所有者を優遇しておるというのは、まさか、大地主といましようか、そういうものを擁護しようというつもりではないだろうと思ひます。たぶん、零細な土地の所有者といううなものも擁護しようというお気持ちであろうと思うのですが、このような零細土地所有者を擁護しようというつもりで国営分収造林をもし進めようとするならば、零細で、あつちこち散らばっておるわけでありませうから、そういうものを対象にいたしまして、たとえば作業員一人に管理部門の人が一人おるといふような国営の林野の実態から考えまして、こういう国営林野事業において分収造林をするということは非常にコストの高いものになるのじゃないかと思うのです。たとえば——これはたとえがいろいろかかわりませんが、小さな町村道の工事に日本に有数な大建設会社が乗り込むようなものであつて、割が高くなるおそれが多分にあると私は思う。したがつて、分収割合を少しふやしても、結果的にはあまりプラスじゃない。また、国民経済的に見ても、私は、マイナスの点が多かるうと思ひます。そういうことからすれば、むしろ、そういう直接投資する金ならば、それをさらに公社、公団等のそういうものに助成をする形でバックアップするほうがより生きた金の使い方になるのではないかと。

ふうな気がいたします。この点について御見解を承りたいと思ひます。

○芳賀議員 この民有林の造林事業というものを、単に経済ベースだけで考えようというのは間違だと思ふのです。だから、採算が合うとか合わないとかいうことになると、これは二者分収の場合において、費用を負担し直接造林を行なう国が二分の一、それから所有者である林家が二分の一ということになれば、第一、この分収割合そのものが問題ではないかということにもなると思ふわけでありませう。これは、やはり、森林の持つ公益的な機能あるいは国土保全のいわゆる社会的な重要性——もちろん、民有林が個人の所有する財産であつても、これは国土の六八%を森林が占めておるわけでありませうし、特に、今井さんの言われたとおり、資源的に非常に窮乏しておる状態でありませうからして、その所有形態が国営林であるうと、公有林であるうと、私有林であるうと、全面的に森林の持つ社会的な機能というものを発揮させるということになれば、弱体である部面に対してはむしろ国が責任を持つて、それを十分に前へ押し上げるということが政治の要諦であるといふふうに考えておるわけでありませう。

それから、国がそれほど積極的に行なうのであれば、公団あるいは公社に対して費用の全額を助成してやらせればいいではないかというお話してあります。それが、そうなる、負担能力、実行能力のないものに国がトータル的に金だけ流して仕事をするといふような、そういう大きな矛盾と社会悪が生ずるわけでありませうから、せつかつ大幅な財政負担をするのであれば、国営林野事業という国の公共事業体があるわけでありませうからして、その事業体の事業というものは末端の民有林にも及んで、非常に条件が悪い零細林家あるいは散在しておる林地を対象にして普遍的に分収造林事業を進めるということとは、これは当然国がやつてやらなければ、ほかにない手がないとわれわれは考へておるわけでありませう。したがつて、そういう角度でこれを進める。余談になるかもしれませうが、たとえば、農林省が発表しました森林の持つ国土保全機能あるいは自然環境保全等に果たしておる役割りというものを、これを評価した場合においては、おおよそ一年間に十二兆円に及ぶといふことが、これは農林省自身が評価をして、すでに発表しておる点であります。ですから、こういう大きな自然環境を保全するために、あるいは緑のダムとしての十分な保水機能を果たすために、あるいは森林が大気を浄化して国民の健康と生活を守るというふうな、そういう大事な役割り、金額的にはこういう十二兆円もの役割りを全うの森林が果たしておるわけでありませうからして、その機能を低下させないようにします機能が発揮するということになれば、やはり、資源政策というものを重点に置いて、まず、造林から森林の生産力の拡大をはかるという点は、国民経済的にむだであるとか不必要であるといふことには決してならぬ、これはもう優先的に行なうべき国の経済的な任務であるといふふうにわれわれは考へておるわけでありませう。

○今井委員 いまちょっと誤解があるようでありませうが、私の申し上げておるのは、経済的な面だけを強調しろと言つておるのではないのです。いまのような零細分散的な造林事業をやります場合に、だからこそ国が補助をして公社、公団等に資金を援助する。やらしているわけですね。しかも、それで順調な伸びを示している実態から見ても、むしろ、それを、いまのお説のように国で実施するといふことは非常に機動性が乏しく、しかも、作業員が一人に管理部門が一人といわれるように、非常に管理部門が大きくなつております。国営林野事業でやることはたしていいのかわかつかうといふことを私は言つておるのです。林野事業が持つ公共性等については、もちろん、芳賀議員の認識と私は何ら異なりませんが、いまのように考へて、国の国営林野事業としてそれをやるのが妥当なのかどうかという認識において、私はやや違ふものがあるといふことを申し上げておるのであります。誤解のないようにいたしたいと思ひます。

もう時間が過ぎておるようでありませうが、最後に一つ申し上げたいと思ひますが、私は、最近の造林事業の停滞の大きな理由の一つに、林地の開発の問題があると思ふのです。すなわち、最近の調査結果から見ても、高速道路あるいは新幹線がつく、あるいはゴルフ場ができるというふうなことになるますと、すぐに目をつけられるのが林地でございます。そういうところで、林地の開発が著しいところにおきましては、それと全くうらはらに、造林が非常に面積が減つております。これは、その山を持つておられる方々が、いつどうなるかわからない——と申しますのは、山をつくりますのは非常に超長期的な投資でございますから、いまごろこういうところに投資しても、それがどうなるかわからないという不安を持つていたのでは、そこに投資をすることが行なわれなないのは当然なことであると思ひます。そこで、私は、この際、政府提案の森林法にもありますが、土地の利用区分を明確にすること、それから普通林につきまして、その開発を規制すること、この二つをしつかりやらなければ、民有林の造林事業といふものの停滞を打破することが非常にむづかしいと思ひます。そういう意味で、この森林法の持つ意味といふものをたいへん大きく考へるわけでありませうが、たとえば、現状の林地開発の状態のままでもしかりに国営分収造林といふふうなものを実施するといつたとしても、長期にわたつて、分収契約によつて私権を制限されるような、そういう林地を提供する地主はたぶんなかるうと思ひます。こういう問題についての認識はどういふふうにしておられるのか、御意見を承りたいと思ひます。

○芳賀議員 ただいまの森林に対する社会性を持った認識いかんということでございますが、これはごく簡単に結論的に申し上げますと、たとえば昭和四十六年の三月二十五日に、当委員会におきまして、林業振興に関する決議を、これは各党一致で、委員長提案で特別決議を行つたことはすでに御承知のとおりであります。この議決を受

けて、参議院の農林水産委員会においても同様趣旨の議決が行なわれておるわけであり、この内容は六項目からなっておるわけであり、六項目のうちの第一項目においては、いま審議をいたしておる資源問題、特に、森林資源の培養あるいは森林の生産力の増大の問題等については、国の責任において、あらゆる角度から努力しなければならぬとして、その一つの方法として、政府は国が行なう民有林の分収造林制度等についても鋭意検討して、その実行に当たるべきであるということが第一項の規定であります。以下、自然環境保全の問題にいたしても、先ほど来御心配のありました地元の農山村の林業労働力の確保の問題、単に確保だけでなく、林業労働に取組む地域住民の皆さん方の雇用の問題にしても、あるいは所得の向上の問題にいたしても、あるいはまた社会保障の拡大の問題等にいたしても、民有林で働く人たちに對しても、人間的な尊厳性というものを十分認識した角度で協力をしてもらふ、というような点も出ているわけである。これはまた、外材に對する取り扱いの問題とか、六項目にわたっておるわけであり、この点は、今回の法案にいたしても、単に社会党だけが恣意的にこのような分収造林法案というものを提出したわけではないわけです。われわれの希望としては、せつかく超党派的に決議をした重要な林業決議の実行であるからして、これらの制度については、政府提案で行なうか、しかしならば各党一致の委員会提案のような形で実行に当たるのが至当であるというふうには実は考えておるわけであり、なかなかそこまできかぬのであります。この際、社会党として推進力を買つて出て、この実現をはかりたい、こういう気持ちから提案に至ったわけでございますので、この点は十分御理解を願いたいと思うわけでございます。

○今井委員 もう時間もないようですので、次に、政府に二点ほどお聞きしたいと思つます。一つは、ただいま話題になりました労働力の問

題であります。民有林の発展に必要な労働力、これを確保することは確かにいまなかなか困難な時代であります。その労働力の養成確保をはかるためには、まず、林業労働者の賃金あるいは安全衛生とか、社会保障などの各方面にわたつて、その処遇の改善を進める必要があると思つております。この場合、民有林業につきましては、作業の季節性、あるいは経営規模の零細なものが多くというふうなことも加わりまして、就労が非常に不安定なものです。だから、まず、第一に、就労の安定化をはかることが必要だと私は思つます。そこで、今度の森林法の改正の中では、この問題についてどう対処しようとしておられるのか、見解をお聞かせしたいと思います。

○福田(省)政府委員 確かに、御指摘のように、今後の林業の振興にとりましては、林業の労働力の確保ということがきわめて重要な問題でございます。したがって、従来とも、この労働力の確保につきましては、その長期の就労化ということとをねらひました措置、あるいは流動化についての措置、あるいはまた環境の保全対策ということについての助成措置を講じてまいつたところでございます。今回の森林法の改正の中におきましては、特に、この森林組合の強化の問題を大きな柱の一つとして考えておるわけでございます。特に、この森林組合の中で、労働者の結成状態というものはきわめて顕著な状態で強化されてまいつておるところでございます。この労働者を中心として、この林業労働力の確保ということを考えてまいりたいというふうにこの改正の中で措置しておると思つております。

○今井委員 もう一点、森林法の中で、今度の法改正では、森林計画制度の中で、森林の整備に関する基本的な事項を明らかにすることとしておりますが、私は、森林の整備というのは、ただ単に植えればよいのだということではないと思つます。その後の保育、管理を十分にやつてこそ初めてはかられるものであります。その保育、管理の中で、間伐の問題をちよつと取り上げてみたいと思つます。

これは、資料によりますれば、もう間伐が必要な森林がだんだんふえておりますし、私の選挙区であります愛媛県のようなところでは、間伐の必要な森林が三割にも達していると言われております。そこで、この間伐がうまくいかないと、主伐の材料に比べまして人手がかかるということ、また、少量の集材でありますのでコストが割高になる。一方、市場価値はどうかという、価格が安いというふうなことで、経済的に引き合わないためにやらないということであるが、悪循環が繰り返されていくように思つます。そこで、こういう問題は法律、制度だけではなかなか解決つかないのであります。間伐材の利用分野の開発をはかるというふうな積極的な姿勢がなければ、できないだらうと思つますが、この点について、林野庁は一体どう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○福田(省)政府委員 確かに、戦後造林しました若い造林地が非常に多くなつておりました。したがって、保育を必要とする、まだ利用期に達しないもの、あるいは若干利用できるように状態になつたもの、そういった間伐を必要とする林分がきわめて多くなつてまいつておるところでございます。したがって、この点につきましては、四十九年度予算の中におきまして、こういう間伐を促進するために、その助成措置を新しく講じたところでございます。この点につきましては、今国会に四十九年度の予算の御審議を願つておるところでございます。また、これは、そういう助成措置ばかりではなくて、研究の面におきましてこれを強化する必要があると思つておるところでございます。そこで、国立林業試験場を中心として、その他都道府県の試験研究所におきまして、この間伐材をいかに建築材に利用していくかということ、たとえば申し上げますならば、その細いものを接合剤を使つて組み合せて強化材をつくる。フィンガージョイントというののも一つの例でございますが、そういうようなものにつきましての研究を強力に推進してまいりたいと思つます。

これは、資料によりますれば、もう間伐が必要な森林がだんだんふえておりますし、私の選挙区であります愛媛県のようなところでは、間伐の必要な森林が三割にも達していると言われております。そこで、この間伐がうまくいかないと、主伐の材料に比べまして人手がかかるということ、また、少量の集材でありますのでコストが割高になる。一方、市場価値はどうかという、価格が安いというふうなことで、経済的に引き合わないためにやらないということであるが、悪循環が繰り返されていくように思つます。そこで、こういう問題は法律、制度だけではなかなか解決つかないのであります。間伐材の利用分野の開発をはかるというふうな積極的な姿勢がなければ、できないだらうと思つますが、この点について、林野庁は一体どう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

いうふうな措置しておるところでございます。

○今井委員 これで、私の質疑を終わります。

○山崎(平)委員長代理 次に、安田貴六君。

○安田委員 ただいま、同僚の今井委員から、分収林の問題、あるいは森林法の改正に関する問題についてそれぞれ御質疑がありました。私は、まず先に、森林法に関連いたしました二、三の御質問を政府側、農林省側に申し上げまして、そのあと芳賀先生に、分収林の問題について若干の質問をいたしたいと存する次第であります。

冒頭に、今井委員からも、現下におけるわが国の林業に對する基本的な課題、問題点というようなお話がございましたが、したがって、私はこれを重ねて申し上げようとは存じませんが、いずれにしても、いわゆる森林資源の持つ公益性、あるいは所有者の強く追求しなければならぬ経済性、そういうような問題から見ますと、わが国の森林は、あるいは国有林、あるいは公有林、あるいは民有林とを問わず、いずれもいろいろな問題をかかえておるものであります。したがって、私は、この林業行政、林野行政というものが、わが国政の中におきましても非常に重要な地位にあることを、われわれ議員としても、委員としても強く認識を新たにしなければならぬのが現在ではないか、こういうふうには考えておるわけであり、そういう観点から、政府におきましても、昨年の四月に森林法の一部改正等の法案を提出して、これに對する、いわゆる政府の政策の基本となる制度の改正に踏み切りましたことはきわめて賢明な措置である、かように私は存する次第でありまして、その点に對しましては敬意を表する次第であります。

ただ、具体的に、あるいはいふといたしといたしたほうがいいのかもしれませんが、いま林野庁で行なつておる林野行政の一端をうかがひまするのに、何か、いま世間的に問題になつておる課題に對する取り組み方が、若干積極性が足りないところがあるのではないかと感じました。私は持たざるを得ないのであります。そういう観点から特

に目につきますのは、今井委員も御指摘になっておりましたけれども、いわゆる林地の乱開発の問題が一点あると思うのであります。これは、国土の有効利用、あるいは物価の抑制、あるいはまた土地利用の高度化等いろいろな観点に立つて政府側が提案されております国土総合開発法なり、あるいはこの森林法なり、これらは——森林法関係の法案については、幸い近くこの委員会におきましても決着を見ることができそうな見通しにあるように仄聞いたしておりますが、いずれにいたしましても、政府側で考えておられるのいわゆる国土の高度利用、あるいはまた物価の抑制、地価の抑制、あるいはまた農業や、林業や、あるいは都市計画等、あらゆる面から見て、必要な場合には強力な規制を考えられておられると、並み国会において決着をいたしておられるわけでありまして、これは、現下におけるわが国の経済事情、国民生活の実情から見ますと、私は残念に思えてなりません。

しかし、この場合におきまして、特に私の指摘したいのは、いわゆる林地の乱開発の問題であります。これも、新しい森林法によるものの林野庁の行政指導あるいは規制がでない状態に現在ではあるわけでありまして、この場合において、都道府県等におきましては、やむなく条例をつくったり、あるいはまた要綱をつくったりして、現実に対応する混乱、あるいは住民のこうした面に対しまして都道府県の責任者に対しましていろいろ批判、そういうようなものを受けて立ちながら、現地に解決をいたしておるのが現在の都道府県の姿でないかと私は思うのであります。したがって、私は、現在まで、こういうような情勢に対して、林野庁が、都道府県あるいは市町村までも具体的に手が届いておったかどうかはわかりませんが、少なくとも、都道府県段階までに対して、こういう面に対する、具体的な面におけるどのような御指導をなさってきいてるのか、その点をまず一点お聞きいたしておきたいと存ずる次第でございます。これは長官からひ

とつ御答弁いただきます。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、森林約二千五百万町歩のうち八百万町歩が国有林、残りの約一千七百万町歩は民有林のうち、規制いたされておりますのは約七百万ヘクタールぐらいいございます。残りの一千万ヘクタールは、規制の措置は法律的にはございません。七百万ヘクタールと申し上げましたのは、一つは自然公園法によるもの、あるいはまた保安林制度によるものでございます。したがって、この残りの約一千万ヘクタールに及ぶ普通林につきましては、ただいまのところは、法律的な規制の措置はないのでございます。したがって、この森林法の中におきますところの乱開発規制の考え方によって、一定の基準を設けて、都道府県知事に、許可制を設けて、その規制をしてまいりたいと考えているところでございます。

○安田委員 現段階における林野庁の見解はわかりましたが、ただ、とにかく、具体的には、この問題に取り組む各都道府県なりの立場においては、それぞれいま申し上げましたように、条例なり要綱なり規則なりによってやっておるんだが、その内容についてはお調べになっておられますか。○福田(省)政府委員 ただいま私どものほうで調査した結果によりますと、土地利用に關します条例、要綱を持っておられます都道府県は四十三県ございます。一つは、開発行為の規制条例が四つございます。次は、宅地開発規制条例が五つございます。次は、茨城、千葉、山梨、岐阜、三重でございます。取引を含む要綱が十八、開発のみの要綱が十七、かようになつております。なお、条例、要綱ともにないものが四県、長野、滋賀、京都、島根でございます。大部分はこういった措置を持っておるわけでございます。なお、次に、自然環境の保全条例等を持っております都道府県の数は、自然環境保全条例が三十八、自然保護条例七、三月議会ですべておると

いうものが一つ、当面予定していないというのが一つで、やはり、これにつきましてもそれぞれの都道府県は条例等を準備しておるところでございます。

○安田委員 私は、この際、この問題について林野庁にお願いしておきたいこと、要請しておきたいことは、森林法の改正は通ると思いますが、通った場合において、この改正されたそれぞれの条文の趣旨が末端にまで、法律をつくったことによつて浸透できるというものではないと私は思うのであります。問題は、具体的な内容、項目等について、この法律を受けて、林野庁がどのような指導を都道府県なり市町村にするかということが一番重要な焦点だと私は思うのです。したがって、いまお話しを聞きますと、それぞれ法律には根拠がない内容のものについても、都道府県等において、必要に迫られて、場合によってはやむなくやっているとあると思いますが、必要に迫られてとにかくやっておるような条例なり、あるいは指導要綱なり、そういうものを長官においては御承知のようでありまして、これをひと十分にお調べいただきまして、そして、森林法の改正が通過した際には、各府県の実態に隔離しないような、即するような内容によつて、林野庁としてのきめのこまかい指導方針を確立していただきたい。そうしなければ、法律をつくっても何にもならないので、法律そのものが、条文が直ちに行政の中に生かされていくためには、そういう行政的な配慮というものが十分に必要になつてまいらなければならない、私は、この点を強くこの機会に要請をいたしておきたいと存ずる次第であります。この委員会においても、先般来野党の諸先生からたいへん御指摘を受けておりますが、そういうことによつて、こういう乱開発に対するいわゆる行政的な措置、政治的な配慮というものを政府において十分に行なっておるのであるということを末端まで理解せしめなければならぬと私は考えるので、くだいことは申し上げませんが、そういう観点に立つて、遺憾のないよう

に、十分に御処置をお願いしたいということを要請したいと存ずるのであります。

それから、第二点としては、いまの今井委員と芳賀委員との間における質疑応酬の中からもうかがえますように、日本の林地というものは、特に、現在は、国民生活のレベルもアップいたしました、まきやあるいは木炭をたくというような日常生活はわれわれ国民生活の中から非常に影をなくしてまいりました。したがって、石油に依存したり、あるいは一部分石炭に依存したりする生活が多いと思いますが、しかし、わが国は、古来、薪炭林というものを、農家なら農家、あるいはその他の一般の商家等においてもみな持つておりまして、そうして、この薪炭林によるところの恩恵というものは、私の記憶では、われわれ国民生活から見ますと非常に大事なものであったというふうな考えでおるものであります。ところが、現在は、その薪炭林に対しましては、あまり有効な活用というものが、政府側におきましても、あるいは場合によっては個人の所有者の方々も同様かもしれませんが、どうも認識が薄らいできておる。聞くところによりますと、経済性の低い旧薪炭林というものが約三百万ヘクタールくらいあるのではないかと、いふように林野庁方面でもお考えになつておるようでありますが、こういうような、いわゆる里山と言われるような林地は、林業面ばかりでなく、あるいは農業面——農業の中にはいろいろな活用方法があると私は思う。これは、その土地の状況なりあるいは土地条件、土質条件あるいは地形の問題、いろいろな要素が織りなしておられますけれども、こういう土地の利用、特に、里山と言われる平地に近い林地の活用というものは、対しては特別な配慮を払うべきではないかと考えるのであります。こういう面に対して、林野庁としては、現在どういふようなお考え方に立っておるか、あるいはまた、行政的にはどういふ措置を講じられておるか、これをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 御指摘のように、従来、薪炭林として農家の大きな収入源になっておりまして、最近非常に問題になっておるわけでございます。最盛期には約二百万トン近く生産されておった木炭も、最近では十万吨台になっておるといふ状態でございます。そこで、この薪炭林につきましては、もっと有用な針葉樹に樹種更改をすること、いわゆる拡大造林の施策を進めておるところでございますが、なお、いま御指摘のように、そのほか農業との関連におきましていろいろと検討しなければならぬ問題もございまして、したがって、これにつきましては、たとえば混牧林の問題であるとか、あるいはシイタケの生産の問題であるとかというのをあわせて、農家のそういった副業収入になるような面についての施策もそれぞれの関係部局と連携をとりながら進めておるところでございます。

なお、いま申し上げましたが、これを拡大造林いたしますにしても、きわめて零細な所有の人たちが多くございまして、これにつきましても、できるだけ共同経営の形でこの造林を進める方策、それに対する助成ということも考えておるところでございます。

○安田委員 長官のおっしゃっていることは一応わかるのですが、そういうように十分に林地としての効果をあげ得るように利用されておらない、いわゆる薪炭林地あるいは里山地帯における林地、こういうものをもっと活用するための具体的な施策というものを農林省、林野庁が立てて、ただキノコをつくっておるとか、あるいは食用に供せられる野草をどうしておるとか、そういう問題ではなしに、林業政策的な観点に立った活用方針というものを立てておられる、これに対してはばらぐの間に厚厚な助成政策を講ずるとか、そういうことによつて、いま有識者によつて云々されておるいわゆる緑の造成、ひいては公益性の拡大、あるいはまた経済性の向上、こういう山の持つ特質というものを生かすための施策に対して一段と御努力を払っていただくべきではないかというふうに私は実は考えておるのであります。そういう意味におきましては、今後私は特別にお願いをいたしておきたいのでありますが、こういう土地に對しまして、都道府県なり市町村の力、あるいは森林組合の力をかりて林野庁が計画を立てて、そして、これをほんとうに理想的な山野に、林地に立て直す、再建するというような施策を立てるためにひとつ計画を立てていただくというふうな考えですが、それに対してはどういうお考えですか。

○福田(省)政府委員 御指摘のとおりでございます。その御趣旨に沿ひまして、私たちこの計画を立てます場合には、いま具体的に申し上げますと、国有林の場合におきましては地域の施設計画、また、民有におきましては地域森林計画というものがございしますので、その中におきまして地元の方々の意見を十分に聞き、また、関係の県とも、あるいは市町村とも十分連絡をとつて、具体的にその内容を盛つてまいりたいと考えています。

○安田委員 その長官のお考え方はよろしいのですが、長官のいま考えておられる国有林の施設計画なり民有林の施設計画というものと政府のやつておる林業政策というものが、現地において完全にかみ合うようになっておるかおらぬかということ、これが問題点の一つだと私は思うのです。だから、こういうことを政策的にやつていくから、あなた方土地所有者はの中から選択していいようにやらないといふ形ではなしに、やはり、その施設計画というもののなかから、造林する面積は、計画的にはどうやっておるのでしようが、そういう点をかみ合わせるような点を配慮していただきたいということ、これを要請をいたしておきたいと思ひます。

それから、もう一つは、さきの国会で通過せられまして、現在生きておるといいますか、現在あるところの国有林野活用法でございますが、この活用法がはたして十分に生かされておるのかどうかという点に私は疑問があるものであります。それで、この委員会でも、各委員の方々から、農用地

の拡大という観点に立つて、たいへん強い意見が、いままでもしばしば出ておることは御承知のとおりであります。私は、林地といつても、林地に使うよりは、農業用に活用したほうが、土地の利用度から見るとはるかに経済性も高く、また、所有者としても喜んで土地を利用できるような土地が非常に多いと思うのです。あるいは、林地のままで畜産にこれを活用するというような道もありましようし、そういうような活用法の持つておる精神、趣旨というものを十分に生かして、そして、農業経営の拡大にこの法律をもつと活用するため

の林野庁としての十分な御配慮、御措置は、私の見るところでは、とられておるとはどうか考えられませんが、そういう点で、ひとつさらに御再考をお願いしたい。そして、長官のところでは、この法律の制定の趣旨を十分に御了解の上に指導されておるのかもしれないけれども、国有林なんかの場合に、これがもう現実の姿なんでありまして、こういう点、この法律制定後から今日までの間に、おける林用地、現在林地となつておる土地と農業との関連性というものを御再考いただいて、御検討をいただいて、もっと円滑に、しかも、地域からいろいろ要請があつた場合には、すみやかにこの国有林野活用法の活用ができるようなことをお考えいただいて、勇断を持って断行していただきたい、こういうことを心から私はお願いしたいのであります。どういふことを心からお願いしたいのか、このあたりが、どんなものでございませうか。

○福田(省)政府委員 国有林の活用法が通りましてから、ここでは数字を一つ申し上げませんです。干その傾向がどうなつておる点もございしますが、それにはいろいろ理由もございまして、う。たとえば、一つには、草地につきましては、これは貸し付けを原則としたというふうなことであるとか、あるいは適地が、いま、従来よりはさ

がし出すのに非常に困難になってきておるとか、いろいろあるかと思ひます。しかし、御指摘の点は、ごもっともでございますので、できるだけ関係局とも連携をとりまして努力してまいりたいと思ひます。

○安田委員 次に、私は、森林組合の問題についてちよつと御質問いたしたいと思ひますが、この森林組合というのは、先ほども話にのぼつておりますが、私は、たいへん大事な末端における共同組織体だと思つておるのであります。しかし、今回の森林法の改正の中では、この森林組合の強化策についても御苦心を払われておつたところが明瞭であります。その点は政府側に対して敬意を表しますが、しかし、現状においては、森林組合というものは弱小組合が非常に多いのであります。極端な言い方をすると、非常に多いのであります。何もできない組合が多いということが、一口に言つて、森林組合の現況ではないかというふうには考えておるのであります。しかし、先ほどの今井委員と芳賀委員との間における応酬の過程から考えてみても、この森林組合というものの負う使命、あるいはまたこれを活用するためのいろいろ課題、これは林業振興の上から見て非常に多いと私は思うのです。ところが、この森林組合に対して、いまのところでは、私の見るところでは、政府側の措置としても、これを育成強化する、あるいは弱いところは強める、あるいは、組合員の小さいものは大きいものとして、合併が何かによつてそういう強化策を講ずるといふような努力というものが必ずしもない、ないと言つて語弊がありますが、非常に乏しいという感を私は感じざるを得ないのであります。したがつて、現在もいろいろ仕事をやつておりますが、何といつても、森林組合の母体そのものを強化するということが先決だと私は思うのです。そういう点から言つて、これは農林省そのものの大きな仕事となると思ひますが、林野庁、特に林野庁長官の責任は重いと申し上げてもよろしいと私は思うのであります。いまにおける農業団体、あるいは

漁業団体、これと一々比較しようとは思いませんけれども、これらと比較してみましたが、場合においても、森林組合の強化策の遂行、断行ということには非常に急を要する問題だと私は思うのであります。こういう点から言うと、次に述べるような問題に対して、林野庁については十分に急速に御処置をいただきたいということを私から要請をいたしますが、これに対する長官の御見解を承ると同時に、現在一体どのような強化策がとられておるのか、その点についてもお触れをいただきたいと思うのであります。

まず、一つ、何といつても、政策を立てるためには、林野庁が現在における森林組合の実態というものを承知しておらなければ、政策的に立案できません。統計的には数字や何かは出ておると思いますが、それだけではだめなのであります。現在、現在の森林組合がやっておる機能が、この森林法の期待するような機能を果たして発揮できるような状態にあるのかどうか。これは、単に人数がどうかであるとか、組合員がどうかであるとかというものでなしに、もっと立体的にこれを解剖してみる必要があると思うのですが、そういう解剖をするための一斉調査をやり、そして、これに対するところの合併促進の助成政策を積極化するための政策立案をはかってはどうかと私は考えるのであります。また、現在、信用事業等は行なっておりません。これは、わが国における林業金融の脆弱性がこういう状態に放置されておる要因ではないかとすら考えておるのですが、信用事業を導入するだけの力が一体あるのかないのか。力を持たせるべきではないかと私は思います。持たせるためには一体どういう組合をつくるのか、組合のビジョンはどうあるのか、そういうことによつて、合併促進の進捗度合いによつては、信用事業というものを導入して、そうしてほんとうに森林所有者から信頼される信用組合というものの建設を積極的に行なうべきではないかと私は考えておるのであります。さらに、農業の場合、あるいは漁業の場合等と比較いたしますと、森林組

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

○平松政府委員 ただいまの安田先生からの御質問にお答えしたいと思います。

まず、森林組合の実態を林野庁は十分把握しておるかというお尋ねでございますが、森林組合及び連合会につきましては、森林法の規定によりまして、常例として検査をするということになつておりまして、事業の実態というものについては、この常例検査を通じて把握するということをしていただいております。また、統計的な数字といたしましては、毎年定期的に調査をする。この両者をつかみ合わせまして森林組合の実態の把握につとめておるということですが、何ぶん、先生御指摘のように、森林組合の基盤というものが脆弱であるということでございます。おっしゃるような形で森林組合の脆弱さというものはおおおくもございませんので、その強化について私どもとしては努力をしております。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

合の経営の安定に対する助成というものは林野庁の政策の中にはほとんどないのであります。全然ないと言つてもいいくらいではない。これで一体いいのか悪いのか。私はこれではいかぬと思うのであります。したがって、前段まで、いま申し上げたような幾つかの課題との関連において、こういうような経営安定のための助成政策、あるいは融資政策というものを、これまたある程度の期間でいいのかもしれないと思いますが、理想的な組合像というものが実現できるまでの間でも、特別な補助政策を考へるべきではないかというふうに私は考へるのであります。先ほど申し上げましたように、これに対する長官の見解と、あるいはまた、現在どのような指導をなさつておるのかという点に対する長官の御見解を承りたいと思います。

課題がほとんど網羅されておる。これに対しては、これは国会の委員会の決議でありますから、林野庁としても、政府側としても、この決議に基づくとこの施策の前進が相当あったと私は思うのであります。時間の関係もありますから、あまりこまかく説明は要りませんが、どういふ項目に対しては政策的にどういふ前進を見てきたかというところを、概要で申し上げますから、あまり時間をかけないようにして説明をしておいていただきたいと思いますのであります。

○福田省 政府委員 詳しく申し上げますたいへん時間がかかりますので、ごくかいつまんで申し上げます。

第一点は、造林の振興に関する問題でございますが、これにつきましては、四十八年度特に変わった点を申し上げますと、従来は、植栽しましたときには補助という制度がございましたけれども、植えたあとの保育というものがつきまじり、何らのそういった補助政策がなかったわけでございます。したがって、これにつきまじりては、むしろ、植えたあとの管理ということがなかなかないへんでございますので、これに対する助成を講じたということでございます。それから、四十九年度に至りましては、そのほかに保育の――いま申し上げましたのは保安林等を重点とする下刈りが重点でございますけれども、さらに、先ほど来問題になっております間伐に対する助成も講じたというところが大きな点でございます。それから、第二の項目といたしましては林道の問題でございますけれども、林道は外国に比べましても非常に多くておるといふ点が特徴的でございますが、この林道の強化につきましては、ただ単に密度をあげるばかりでなく、林道をつつたあとの保全管理についての助成が非常に欠けておった点がございまして、したがって、すでにつくった林道に対する保全についての助成を新しく四十八年度に見た点でございます。なお、また、四十九年度からは、農免林道ではございますけれども、舗装についての補助率をアップしたという

ふうなところでございます。それから林道、造林ともに、補助率であるとか、あるいは単価というふうな点につきましても、それぞれ修正をいたしておるところでございます。

第三点は、自然環境の保全の問題でございます。これにつきましては、特に治山事業につきましては、国有林の事業におきまして、一般会計からの導入を大きく四十八年度からふやしておりました。それから、なお、施業の方法といたしまして、従来の能力一歩の皆伐というのを修正いたしまして、択伐なり禁伐なりをふやし、また、皆伐する場合におきましても、小面積で、しかも分散する、しかも保護樹帯を設けるというふうな施業方法を変えておるところでございます。

その次は、外材の問題でございます。ただいまのところは、四十七年度の実績は、すでに約六割の外材が入ってございまして、四十八年度におきましても、さらにこれが増加する見通しでございます。外材につきまじりては、すでに、原料のまま輸入するということがなかなか相手国も承知しないような状態になってきております。

特に、あと地の緑化の問題であるとか、その国の加工業を興すとか、その他その国のためにひとつ考えてもらわなければ困る、そのための技術的あるいは資金的な援助がほしいという要請もございまして、四十九年度は、そういった面で、海外の開発についての協力、そのための事業団ということでは、ほかの事業と一緒に新しく盛られたところでございます。なお、また、これは外材を中心として、将来は国内材も考えるべきであると思っておりますけれども、備蓄制度を四十九年度から発足したのでございます。

その次の問題といたしましては、労働力の問題でございますが、先ほど来いろいろ御議論願っておるところでございますけれども、特に、国有林の労働問題につきましては、定員内の職員と定員の職員と、いわゆる内務に従事する職員と現場に従事する職員との間に非常な差があるという問題がございました。これにつきましては、逐次改

善をはかってきているところでございます。なお、国有林の労働力につきましてもこれ以上に問題があるわけではございません。それにございまして、いろいろと通年化するいは流動化対策等を考えて、その措置をとってきているところであります。この点につきましては、国有林、民有林を通じて、最も基本的な大事な問題でございますので、関係省庁ともさらに今後具体的に問題を詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、次は、一般会計から国有林に導入する問題でございますけれども、先ほど治山事業について申し上げましたが、しかし、今後は、治山事業のみならず、ほかの部門におきましても、たとえば、公益的な面と企業的な面との経理区分の問題であるとか、あるいは、林道等につきましてもそういった公益的な性格もございまして、その点につきまじりて、今後いろいろと具体的な検討を重ねてまいりたいと思っておりますのでござい

ます。かいつまんで申し上げますと、以上でございます。

○安田委員 概要でありますから、詳しくお聞きするわけにはまいりませんが、総じて、感触を申し上げますと、この決議の趣旨に沿った林業政策の前進がはかられておると言い切るのには、私自身自民党の議員でありますから、やはり、まだまだ不十分の感を抱かざるを得ないのであります。四十六年の決議でございますから、まだ三年くらいしかたつておらないという点もありますが、冒頭に申し上げましたような、あるいは今井委員が冒頭に申し上げましたような、わが国における森林資源の持つ公益性あるいは経済性というものを考えました場合に、私は、この決議は、もつと政府において尊重せられ、そしてまた、それに伴います政策の上積みが急速に行なわれるべきものであるというふうな考えざるを得ないのであります。そういう観点から申しますと、今日までの御努力に対しては、これを多といたしまして、すけれども、さらに一段と、長官を中心として、

林野の皆さま方が、国有林あるいは公有林、民有林の関係者の期待するような林業振興のための政策の前進にぜひとも御努力をいただきたいということを私はお願い申し上げます。特に、これは労働者の問題ですが、いま、失業保険法を見ましても、あるいは雇用保険法というふうなものを考えましても、第一次産業の生産部門に従事する労働者に対処する手当てといひますか、配慮といひますか、そういうものが非常に薄いのであります。この点を十二分に考えて、抜本的にそういう処遇改善の対策を講ずべきであると私は考えております。きょうはこの点に対する御質問は申し上げませんが、そういうような点に対しては十二分に御配慮いただきたいということを私は強調いたしておきたいと存ずる次第であります。

なお、政務次官の都合を聞きますと、何か、少しくおくれるような気配もありますので、私は、いま長官から御説明のありましたような決議に対して政府側のとってまいりました施策との関連において、私の考えておられることの一端を一つだけ申し上げて、長官の御判断をいただきたいと思ひますが、国有林野特別会計というものは、これは、国有林を維持管理され経営されておられるわけでありまして、大きな財産の経営者であります。この経営体の中においていま行なわれておる姿は、治山部面においては、一般会計から四十八年度において百億、四十九年度において百億五千万というような金額が繰り入れられておるようでありましても、林道におきましても、いま長官のお話しになりましたように、一般会計の負担によるところの国有林野の中における、いわゆる一般会計の負担関係、国有林野特別会計と一般会計との負担問題というものは、いろいろな面においてこれから検討しなければならぬ問題を含んでおると私は考えるのであります。率直に言ひますと、大体、林道といひましても、基幹林道などというものは公益的な道路でありますから、林業経営だけについて設けられている道路とは限らな

いのであります。そういう考え方がありますから、現在でも、国有林野の中を走ると、自動車を通さない場所があったりする。ちゃんと鎖でかぎを締めて、ここから一般の自動車は通ってはいけません、と、相当大きな道路であるにもかかわらず、そういうような道路の管理が行なわれておる。それは林道という名において行なわれておるわけであり、これを具体的に指摘しようとは思いませんが、やはり、国道と国道なり、都道府県道と都道府県道なり、あるいは都道府県道と国道なり、少なくともそういう幹線的な道路については、一般会計が原則としては負担をするんだというようにたてまえをつくるべきであります。治山問題についても同様だと思っております。そういうようなことを林野庁の中から力強く——私は、検討した結果によって、政策の変更を、農林大臣なり、それぞれ関係方面に要求をして、この国有林野会計の持つておる脆弱性というものを是正する、改善する、こういうことを考えるべきでないかというふうに考えておるのであります。そのことは、しいて言えば国有林の払い下げの問題にも、原木のコストにも関係してまいるわけでありまして、そういうような林産業全体にからまる問題でありますから、そういう点をひとつお考えいただきたい、十分に御検討賜わりたいと思っております。

政務次官がおいでになったようですから、いま申し上げたことをもう一回繰り返しませんから、長官からちよっとお話しただいて、そうして、できれば政務次官の御見解を承っておきたいと思っております。

○渡辺(美)政府委員 安田委員から、森林における大規模開発の問題や、あるいは公益的な機能に對して、公費でかなりのものを投入すべきであるという御意見でありますけれども、御承知のとおり、治山に對してはいまでも一般会計を入れておるわけですが、国有林野の経営の改善ということに目下最大の努力を払っておる最中でありまして、したがって、まず、それはそれとしてやって、将来どうしても国費で入れることが正當であると思われる部分については、そのように努力をしたいと考えております。

○安田委員 政務次官の御答弁によつて、私は、現段階において了承いたしますが、国有林の持つておる公益性とは一体何なんだという点から見て、林道なりあるいは治山の問題については一般会計がもつと負担してしかるべきではないかという見解でございますので、十分に御検討の上、ぜひともその実現を期していただきますようお願いをいたしておきたいと思つております。

次に、私は、芳賀先生をはじめとする社会党の諸先生の御提案にかかります分収林の法案について若干の御質問を申し上げます。分収林の法案に對します私の率直な感じと申しますと失礼であります。考え方を先に申し上げまして、そして具体的な問題の二、三について御質問いたしたいと存じます。

この法案を御提案になられました経緯等については、先ほど御説明のあったとおりでありまして、これは私も十分に理解をいたしておるつもりであります。さらに、また、非常に重要な問題について、社会党の諸先生がこういう法案を検討、整理せられまして、御提案になられました御熱意に對しましては、私は、高くこれを評価し、敬意を表したいと思つております。ただ、何といつても、この法案の中で一番ポイントになるのは、この法案の附則で見てわかるようになります。民有林野の造林のために、国有林野企業の組織、技術、労働力及び資金を活用しようとする点、そこにこの法案の一番の問題点があるのではないかと、この法案に私は考えておるのであります。その他の内容については、いずれも私は深い敬意を持って、むしろ賛意を表したいと思つておる点も相当多いのであります。したがって、問題点は、この国有林野の企業体を使うという点に焦点があると思つて、具体的に申し上げる必要はありませんけれども、

昭和四十八年の後半から、原木の高騰によりまして、会計自体の収入も相当ふえたようではありますけれども、この企業体の持つておる弱体性といひますか、脆弱性といひますか、これは大体木材の伐採量が年々減つてきており、人件費は年々高騰してきておる。その中で、私も公務員の経験がございまして、国民から一口に言われることばに役所仕事というところがあるが、役所仕事の持つておる非効率性です。これは能率的な人もいます。しかし、総じて非能率的であると言われている。そういうような企業会計の持つておる実質的な弱さと思つて、弱点と言つて言い過ぎになると思つて、そういうものがあるならば——分収造林というのとは、土地を持つており、山を持つておる人の方のところに、あとで伐採したときに配分がたぶん来なければ意味がないわけです。たとえば十分の五ずつに分けるといふことも、結局育成経費が少なくなくて、そうしてあとになってからの分け前が、投資に對します利益率といひますものが相当高くなつて、土地所有者も、また国有林会計のほうでも、両方とも喜ぶようなものでなければならぬのではないかと私は考えるのであります。そういう点から言つて、いまのいわゆる国有林野会計の持つておる弱さといひますか、そういうものの中からこういう仕組みをつくり上げるによつて、はたしてほんとうの林地所有者の経済性の追求というものが満たされるのかどうか、こういうことを私は考えざるを得ません。そういう点を考えてみますと、現在でも、先ほど芳賀先生からお話しがありました、各営林局では直用直伐事業というのをやっておる。営林局によつて違ひますけれども、大体二〇から三〇%くらいの伐採量の中身を占める割合がこの直用直伐事業でやっておる造林事業もある。そういう点はやつておるわけでありまして、これがはたして妥当なのかどうか、基本的に私は疑問を持つておる。むしろ、いま国有林のやつておるようなこの直用直伐事業

を廃止して、あるいは少なくして、そうしてこれを民間にやらせたほうがコストは低くなるのではないかと、それによつて得られるところの利益というものは、木材業者にも、地域の住民にも、働く人方にも分け与えることができるのではないかと、私はこんなような考え方を持つておるものから、以下に申し上げるような質問を申し上げたいと思つておる。時間もございませぬので、私も簡潔に申し上げたいと存じますので、芳賀先生のほうにおきましてなるべく簡潔に御答弁を賜わりたい、かようにお願いを申し上げておきたいと存ずる次第であります。

一つは、まず、この国有林の組織、技術、労働力——資金ということばもございしますが、資金ということばは入れてもいいのですが、資金を活用しても、その結果、先ほど言いましたような森林所有者に還元される——この十分の五という比率の問題ではなくて、十分の五という比率によつて分けられたところの収益というものは、現在の民有林における造林制度に對して、この決議案の趣旨に沿つたような国の政策がもつと重厚なものになるならば、これを改善しながら、いまやられておるところの造林の仕組みというものを伸ばしていくほうがむしろ有利ではないかと私は考えておるのであります。その点国有林という企業体にやらせることのほうが、土地の所有者、林地の所有者が木が生育して、その利益還元を受ける場合に、いまの仕組みよりもより有利なんだというふうにお考えになられる理由といひますか、そういう御感想というものを私はまずお聞かせいただきたいと存ずるのであります。

○芳賀議員 答えたいと思います。第一の点は、国の公共企業体である国有林野事業が、今度は民有林事業にまで行動範囲を拡大するということの是非についてのお尋ねでありますけれども、なぜ、民有林に對して国有林が、その費用負担者として、造林者として民有林の造林事業を促進しなければならぬかというところは、この背景は安田委員もすでに御承知のとおりであると思

てやつて、将来どうしても国費で入れることが正當であると思われる部分については、そのように努力をしたいと考えております。

てやつて、将来どうしても国費で入れることが正當であると思われる部分については、そのように努力をしたいと考えております。

○安田委員 政務次官の御答弁によつて、私は、現段階において了承いたしますが、国有林の持つておる公益性とは一体何なんだという点から見て、林道なりあるいは治山の問題については一般会計がもつと負担してしかるべきではないかという見解でございますので、十分に御検討の上、ぜひともその実現を期していただきますようお願いをいたしておきたいと思つております。

次に、私は、芳賀先生をはじめとする社会党の諸先生の御提案にかかります分収林の法案について若干の御質問を申し上げます。分収林の法案に對します私の率直な感じと申しますと失礼であります。考え方を先に申し上げまして、そして具体的な問題の二、三について御質問いたしたいと存じます。

この法案を御提案になられました経緯等については、先ほど御説明のあったとおりでありまして、これは私も十分に理解をいたしておるつもりであります。さらに、また、非常に重要な問題について、社会党の諸先生がこういう法案を検討、整理せられまして、御提案になられました御熱意に對しましては、私は、高くこれを評価し、敬意を表したいと思つております。ただ、何といつても、この法案の中で一番ポイントになるのは、この法案の附則で見てわかるようになります。民有林野の造林のために、国有林野企業の組織、技術、労働力及び資金を活用しようとする点、そこにこの法案の一番の問題点があるのではないかと、この法案に私は考えておるのであります。その他の内容については、いずれも私は深い敬意を持って、むしろ賛意を表したいと思つておる点も相当多いのであります。したがって、問題点は、この国有林野の企業体を使うという点に焦点があると思つて、具体的に申し上げる必要はありませんけれども、

昭和四十八年の後半から、原木の高騰によりまして、会計自体の収入も相当ふえたようではありますけれども、この企業体の持つておる弱体性といひますか、脆弱性といひますか、これは大体木材の伐採量が年々減つてきており、人件費は年々高騰してきておる。その中で、私も公務員の経験がございまして、国民から一口に言われることばに役所仕事というところがあるが、役所仕事の持つておる非効率性です。これは能率的な人もいます。しかし、総じて非能率的であると言われている。そういうような企業会計の持つておる実質的な弱さと思つて、弱点と言つて言い過ぎになると思つて、そういうものがあるならば——分収造林というのとは、土地を持つており、山を持つておる人の方のところに、あとで伐採したときに配分がたぶん来なければ意味がないわけです。たとえば十分の五ずつに分けるといふことも、結局育成経費が少なくなくて、そうしてあとになってからの分け前が、投資に對します利益率といひますものが相当高くなつて、土地所有者も、また国有林会計のほうでも、両方とも喜ぶようなものでなければならぬのではないかと私は考えるのであります。そういう点から言つて、いまのいわゆる国有林野会計の持つておる弱さといひますか、そういうものの中からこういう仕組みをつくり上げるによつて、はたしてほんとうの林地所有者の経済性の追求というものが満たされるのかどうか、こういうことを私は考えざるを得ません。そういう点を考えてみますと、現在でも、先ほど芳賀先生からお話しがありました、各営林局では直用直伐事業というのをやっておる。営林局によつて違ひますけれども、大体二〇から三〇%くらいの伐採量のの中身を占める割合がこの直用直伐事業でやっておる造林事業もある。そういう点はやつておるわけでありまして、これがはたして妥当なのかどうか、基本的に私は疑問を持つておる。むしろ、いま国有林のやつておるようなこの直用直伐事業

を廃止して、あるいは少なくして、そうしてこれを民間にやらせたほうがコストは低くなるのではないかと、それによつて得られるところの利益というものは、木材業者にも、地域の住民にも、働く人方にも分け与えることができるのではないかと、私はこんなような考え方を持つておるものから、以下に申し上げるような質問を申し上げたいと思つておる。時間もございませぬので、私も簡潔に申し上げたいと存じますので、芳賀先生のほうにおきましてなるべく簡潔に御答弁を賜わりたい、かようにお願いを申し上げておきたいと存ずる次第であります。

一つは、まず、この国有林の組織、技術、労働力——資金ということばもございしますが、資金ということばは入れてもいいのですが、資金を活用しても、その結果、先ほど言いましたような森林所有者に還元される——この十分の五という比率の問題ではなくて、十分の五という比率によつて分けられたところの収益というものは、現在の民有林における造林制度に對して、この決議案の趣旨に沿つたような国の政策がもつと重厚なものになるならば、これを改善しながら、いまやられておるところの造林の仕組みというものを伸ばしていくほうがむしろ有利ではないかと私は考えておるのであります。その点国有林という企業体にやらせることのほうが、土地の所有者、林地の所有者が木が生育して、その利益還元を受ける場合に、いまの仕組みよりもより有利なんだというふうにお考えになられる理由といひますか、そういう御感想というものを私はまずお聞かせいただきたいと存ずるのであります。

○芳賀議員 答えたいと思います。第一の点は、国の公共企業体である国有林野事業が、今度は民有林事業にまで行動範囲を拡大するということの是非についてのお尋ねでありますけれども、なぜ、民有林に對して国有林が、その費用負担者として、造林者として民有林の造林事業を促進しなければならぬかというところは、この背景は安田委員もすでに御承知のとおりであると思

てやつて、将来どうしても国費で入れることが正當であると思われる部分については、そのように努力をしたいと考えております。

○安田委員 政務次官の御答弁によつて、私は、現段階において了承いたしますが、国有林の持つておる公益性とは一体何なんだという点から見て、林道なりあるいは治山の問題については一般会計がもつと負担してしかるべきではないかという見解でございますので、十分に御検討の上、ぜひともその実現を期していただきますようお願いをいたしておきたいと思つております。

うわけであります。ただ、いま国有林が持つておる事業の実施能力というものは、地方公共団体とか地方の公団、公社等に単に資金だけを流して、それによって一定の成果を期待するというものでなくて、やはり、費用を負担すると同時に、直接、国有林野事業が造林当事者としての確かな造林事業を遂行し、それによって、三十年あるいは四十年の成長期間を経た後に主伐期に入るわけでありまして、その場合の収益というものは二者契約でありますからして、費用負担造林者が全体の二分の一、所有者である土地所有者が二分の一の分収を受けるということになっておるわけでありまして、だから、これは、公社造林等と比べると、土地所有者の分収割合は十分の四、費用負担者、造林者は十分の六ということになっておるので、この零細な林家にとりましては、収益の分配上から言っても、これは多分に有利性があるということとは間違いない点であります。

それから、直接事業に責任を持つということ、国の公共企業体としての本来の使命でありますからして、国有林事業といわず、国鉄の事業にいたしまして、郵政あるいは電電公社の事業とか専売公社の事業にしても、これはいずれも国の公共企業体でありますからして、その行なう事業というものは、すべて、直接的に直用、直営の形で事業の実施を行なっておるわけでありまして、それから、それを事業実施の面については請負方式に切りかえるということについては、公共企業体としての本来性にとると基本的な問題が確かにあるわけでございます。ですから、今度の分収造林制度については、既存の公団、公社等が行なっておる分収造林事業の実績あるいは領域に対して、特に国有林事業というものはそれを拡大しないということ前提にいたしまして、そして、この契約の選定にあたりまして、その対象地がすみやかに造林を行なわなければならぬところであるとか、あるいはまた、その費用負担の能力とか実施能力がないと、どうしても国の分収造林制度に依存しなければならぬという場合、それから

また、既存の公団造林、公社造林によっても実行が困難であるという場合、この三つのすべての条件を満たした条件の対象地域というものは、この国営分収造林事業の契約対象地ということになるわけでありまして、結局、国以外になかなかやり手がないというような場合に限るということ、これは国の責任で進めるということになるので、これは非常に貴重な事業であるというふうにかんがえておるわけでありまして、ですから、安田委員の言われたように、結果として、事業の非効率とかコスト高というものは、そういう劣悪な条件の林地に造林を進めるわけでありまして、経済ベースから言くと、これは当然好んで実行すべきところではないが、先ほど言いました森林の持つ公益的な機能を十分に普遍的に発揮させるということになれば、これらのところについては国が重点的に行なう必要がある。

それから、資金投下の問題であります。これは法律にもありますとおり、この分収造林事業の経費は、初年度は、四十八年にいたしまして百三十一億円、平年度百七十三億円というふうに、四十八年ベースで計上したわけでありまして、これは十五カ年に及ぶわけでございますからして、この資金を国有林野事業の収益の中から支弁するということは、先ほど御指摘のあったとおり、国有林事業の体質をむしろ弱体化させるといふようなおそれがありますので、この分収造林の経費についてはすべて国の一般会計から繰り入れをして、そして、事業は国有林事業の一環としてこれを行なうというふうなことにしておるわけでありまして、それから、もう一つは、国が行なう事業であるからして、造林作業等についても、その労働力は現有的国有林の保有しておる基幹労働力をもってすべて充てるかという点、先ほど申したとおり、なかなかそこまでは手が回らないわけですね。したがって、そうなれば、国の事業を完全に達成させるために、信用のできる事業実施体ということになれば、やはり、現在森林法の改正も行なっておるわけでありまして、当然これは森林組合の本来

的な任務でもありますので、これに対して国が押しつけるわけじゃありませんが、地元の森林組合が分収造林事業を国の委託を受けて行なうという積極性がある場合においては、これに委託をする。それから、実際の事業実施にあたっては、現在も、公社造林の六〇％は森林組合が請け負って、それを労働班に事業をやらせておる、公団造林についても、四〇％は森林組合が請け負っておるというような実態もありませんが、これについては、まず前提として、森林組合の体質の強化が必要である。私も安田委員のお話を聞いて同感する点が多かったわけでありまして、まず、森林組合の体質というものを、欠点を是正して、十分任務に耐え得るような、そういう、森林を対象にした共同体というものを育成する。それから、事業の作業当事者である労働班についても、一体、森林組合と現在の労働班というものはどういうような事業上の雇用関係におかれておるか、雇用契約に基づいて仕事をするとすれば、それは労働者としての位置づけの上に立ってどういうような制度上の処遇というものを完全にやっておるか、あるいは賃金の保証にいたしまして、作業の通年化の問題等々にいたしまして、こういう点は、労働班に対する社会的な通年化の対策というものは全く欠如しておるわけでありまして、まず森林組合の体質の強化——労働班というものは、ほんとうに地元の林業に取り組み基幹労働力としての社会的な地位を確保した上に立って十分な仕事を協力してやってももらえるような、そういう前提条件というものを十分に整備いたしまして、そして、地元がこの国の分収造林に対して協力して事業を分担してくださるというふうな場合において、進んで国がそういう仕事を委託してやってもらう、こういうことで進んでいきたいというふうな考えでおるわけですね。

○安田委員 時間もありませんから、わが郷土の先輩である芳賀委員に対する質問はこの程度で打ち切りますが、ただ、私の意見として、御質問申し上げなかった部分に若干触れまして、締めくく

りをいたしたいと思ひます。
いまの芳賀委員の御説明は、私もわからぬわけではありませんが、私の質問申し上げたようなところに一つの疑問を持てているという点が一点ございます。それから、国有林野特別会計という企業がこの分収造林を実施するに至った場合には、労働者の中での相当の方々は、いわゆる公務員として採用せざるを得ない形になるのではないかと、これも私の疑問点です。それから、疑問点としてだけお聞きしておいていただきたいと思いますが、そういう形、結果になるのではないかと。その場合、一体、特別会計そのものの持つておる——これは新しい事業をやるわけですから、新しい経費がかかるということとは当然でありますけれども、いわゆる一般会計からだけの繰り入れによって特別会計の収支というものが償い得るような計算が成り立つのかどうか。この点が私の疑問点の二点であります。それから、もう一つは、公務員としない場合、現在の国有林の労働者よりも優遇のできる事業計画なり経営が成り立つかどうか。この点が三つ。それから、次に、もう一点は、国有林にかかわります造林の維持管理その他林業労働者の地域的な偏在を誘発しはせぬかという点。これが次の問題であります。それから、もう一つは、国有林労働者の確保ということでありまして、この分収林の実施に伴いまして、国有林野がどうしても労働者を確保しなければならぬから、その結果、それが、国有林のほうでいまやっておりますいろいろな造林事業その他の林業関係の労働者の確保のための阻害要因になりはせぬかという点を私は心配をいたし、疑問を持ておるものでございます。これについては、もし私が御質問申し上げれば、芳賀委員からは心配ないぞ、という御答弁があると思ひますが、もう御質問は申し上げません。しかし、そういう点を一つの問題点として私は考えておるものであります。したがって、この法案に対して端的に申し上げますと、これは非常にお考えになった法案ではありま

すけれども、さらに御検討をいただきたいこと

と、それと同時に、政府側に対して、この場合、これに関連して私は指摘を申し上げておきたいことは、こういうような法案が野党のほうから出てこなければならぬような事情というものを、政府側としても、われわれと野党としても反省する必要があるのではないかと、こういうこと、こういうことを私は率直に感ずるのであります。

現在の分収造林制度なり、あるいは民有林の造林に対する保護政策なりというものが、いまの木材資源の涵養、増産あるいは公益性の増進というような要請に対応するだけのものにはたしてなっておるのかどうか。長く林野庁におられます長官におかれては、長く同じ場所におられますから、あるいはかえってそれは痛感されないかも知れませんが、もう一回もとに戻った形で、そういう面をほんとうにお考え直しをいたしたい、そして、さきに行なわれたところの、この委員会における野党と政府との決議というものが十分に生かされるような、そういう政策の前進をされるように、私は心から御期待を申し上げてやみません。

私も与党の一議員でありますから、そういう観点に立つて、これから十分に努力を払ってまいりたいと思っておりますので、私の信念の一端を申し上げ、強く政府側に対してしても御要請を申し上げます、私の質問を終わりたいと思っております。

○飯谷委員長 島田琢郎君。

○島田(琢)委員 限られた時間でありまして、通告をいたしました部分の半分ぐらいいしか、この時間内に消化をすることはおそくできないと思っておりますが、要領よく質問を申し上げてまいりますので、どうか端の御答弁をいただきたいと思っております。

主として、私は、今回が党から出しました国営分収造林法を中心にして政府の見解を聞いてまいりたいと思うわけでありますが、まず、最初に、前二者の質問に対して、提案者からきかめて明快にこの法案に対する精神とか目的というものが明らかにされておりますが、たいへん重複して申し上げられないのでありますが、この法案を出す

に至った経過と、その意義について、提案者からもう一度御説明をいただきたいと思っております。

○芳賀議員 これは、島田委員も提案者の一人になつておるわけですから、「八百長だ、これは」と呼ぶ者あり、詳しくお話し申し上げる必要はないと思っておりますが、先ほど与党の委員の皆さんからもお話しがありましたとおり、その根拠は、昭和四十六年三月二十五日の当委員会における林業決議というものが基礎をなしておることは言うまでもないわけですね。あの時点におきまして、政府において、民有林の造林を促進するために、その一つの方法として国営分収造林制度というものを設定して、そして森林資源の拡大に当たるべきでないかということで、この点について政府は鋭意検討して、そしてこの実現に当たるべきである、一時の農林大臣は倉石農林大臣でありまして、大臣としても、ただいまの決議の趣旨を十分尊重して努力しますという、そういう政府としての意思表明をしておるわけでありまして、その後、政府側において、真剣にこの問題を検討して、積極的に制度化するという点について、時間的にも、熱意の面においても、どうも欠ける点が多々あるわけでございますので、そういう点から、社会党として、まず率先して、この制度化に当たり、推進役を買って出たというふうなことになるわけでありまして、

以上のとおりであります。

○島田(琢)委員 ただいま提案者から、この法案を出すに至った経過についてお話しがあったわけでありまして、そこで、私は、政務次官にお尋ねをいたしますが、ただいまもお話しになりましたように、昭和四十六年の三月に、林業決議というものをこの委員会においていたしておりました。さらに、また、引き続き参議院においても、同じ三月に、林業の振興に関する決議がなされている。これはいまさら私がここで申し上げるまでもなく、委員各位においても十分わかつておることである。ございます。ただいま「八百長」という不規則発言もあつたわけですが、私は、わが社会党こ

そ、今回、いま提案者から説明のあつたごとく提案をしていくというのには、まさに、責任政党として一番責任を果たしたというふうには私は自負している一人でありまして、したがって、私は代表としてここで質問申し上げますけれども、ここにおられる委員各位は、全部その提案をする責任があると考えて今日までこの問題に私は取り組んでまいりました。しかるに、こうした重要な決議がなされているにもかかわらず、今日までほとんどたなざらに同様な決議がなされたというのには、どこにその原因があつたのでしょうか。また、政府は、四十九年度の予算編成にあつても、こうした決議に対して全く一顧だにもしないというふうな現況下にあります。きわめて残念だと思つて、しかも、今日この決議をひきつづけて、全国各町村から、たいへんな数の、これを推進せよとの意見書が出されております。ごく最近においても、相当数の意見書が政府に寄せられておるはずであります。この辺の実態を明らかにしながら、こうした重要な決議がなされながら、今日までなぜこれが具体化してこなかったのか、具体化しようとしなかったのかということについて、その辺の経緯について、次官から端の御答弁をいただきたいと思つて、

○渡辺(美)政府委員 林業の振興決議があるにかかわらず、なぜそれが具体化されないかというふうなお話しでございますが、詳しいことは先ほど林野庁長官が答弁したように、政府は、その林業の振興決議の内容を年々少しずつ充実させるようにやつてきております。ただ、分収造林法の問題については、私ももといたしますと、これは言うならば、直用直営というものを民有林にまで広げていくこと、こういうふうなものの考え方でありまして、まあ、政府のやつておる事業というものは、制度的にもなかなか生産性を高める、能率をあげるというところについてはむずかしい点がたくさんあります。それは、何も国有林ばかりではありません。国鉄の問題にしても、その他の問題にいたしましても、お役所的な機構、制度、法律とい

うようなものになかなか押えられて、事業をやる上においてフリーハンドが与えられていない。まあ、生産性をうんと上げたからその人にはよいに月給をくれるとか、人よりよいにどんなに昇給させるとか、そういうようなことは、実際問題として、なかなか民間のようにはできない。こういうような観点から、私は、やはり、その政府の直営の事業というものは、どんなに広めていくということには、基本的にあまり賛成できません。したがって、この分収造林法というふうなことにについては、民間で、公団なり、あるいは公社なり、あるいは森林組合なり、そういうふうなものがやれば、もうひとつ要領よく能率的にできるだろうというふうな判断に基づきまして、せっかくの御提案でございますが、それに賛成しかねるというところであります。

○島田(琢)委員 政府側の考え方というのはわかつたわけでありまして、しかし、先ほど国会において附帯決議をしたという内容を見てまいりますと、この中に明確に、一項目の最後のほうに、「国が行なう民有林野の分収造林等に関する制度的措置」を検討し、「というふうには実は言つております。先ほど、提案者からも、時の農林大臣倉石さんが、この点については真剣に取り組みます」という国会答弁がなされておると言つておられるが、そうすると、いま、次官から、これを具体化する点については反対であるということが表明されましたけれども、しかし、いままでの過程において、林野庁みずからがこうした決議をひきつづけて、具体的な検討を一体されたのかどうか、この辺がきわめて不明瞭で、私は、次官みずからの私的的判断に基づいての反対だというふうには聞かざるのであります。一体、林野庁は、この具体的な問題についてどのように検討されたのでしょうか。その点をひとつお聞きしたいと思つて、

○福田(省)政府委員 この問題につきましては、たびたび私もこの場におきまして御質問を受けて、お答えしておつたところでございますが、この民有林の造林の振興につきましては、林

業振興決議の一番最初に出ているわけでございまして、まことに重要な問題であると私も考えております。この問題につきましては、一応私たちの考え方を申し上げますと、たびたび申し上げましたように、林業基本法の第七條に基づきまして自主的な努力を国が助長するんだという、簡単に申し上げると、そういうふうな考え方に立ちまして、それで、現在あります制度、つまり林業公社なり、あるいは造林公社なり、あるいはまた、水源地域につきましては森林開発公社が行なうという事業、あるいはまた、森林組合の労務班等が行ないます事業、そういうところに対して、国ができるだけいろいろな助成制度を講じてまいっているところであります。しかし、先ほど芳賀先生から御指摘がございましたように、そういったような問題でできないところを検討していくべきだというお話しもございましたが、そういう意味におきまして、この分収造林法案にございすような考え方に基いて、いま申し上げたいいろいろな制度との間で、その足りないところはどこかというところにあるかということにつきまして具体的に検討を進めておるところでございます。確かに、造林は、最近、きわめてきびしい情勢の中で伐採が進まないという原因もございすけれども、むしろ情勢でございす。でございますので、この、いま申し上げた制度でお足らぬところについて、具体的にどういうところがあるか、そういうところと競合しないのできることはどこなのかということについて、私たちは、なお誠意をもって具体的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございす。

いへんな時間と労力を費やして、一字一句の間違ひでもたいへんな問題になりながらこの決議文というものをつけるのであります。われわれの側は、政府に対してこの決議文を出すということはいへんなことなんでしょうが、やむを得ないとこの林業決議ばかりではなくて、大体が、昨年一年間私、経過を見ておりますと、つけられた決議に対する政府側のいわゆる前向きな姿勢というものが出てこない。私はきわめて残念であると思うのであります。これは、言ってみると、国会監視ではないかという感じがさへ私はしているものであります。しかも、もう三年越しの大事な決議がたまたましなすてきた。そして、いまの林野庁長官からの、これにかわるいわゆる具体的な方向で努力をしているが、まだ目下検討中であるなんて、こんなところくさい行政でございす。私はその辺が非常に不満なものであります。だから、これから以下ずっと申し上げて、その全貌を明らかにしてまいりますが、今日の造林の実態は、一計計画どおり進んでいるかというところ、決して進んでいない。先ほどいろいろ議論のありました森林組合強化育成の問題だつて、私に言わせれば遅々として進んでいない。こういう状態に今日置かれてある。これをわれわれは考えたときに、どうしてもこれは単独立法をわれわれが出して、具体的にこれを進めていかなければ、今日のいわゆる森林行政はもはや壁にぶち当たっているというところで、それを認識して、勇気を持って今回の提案をしているということなんでしょう。この辺、次官、この国会における議論の中で出てきた附帯決議あるいは決議の取り扱いについて、きわめて不満足だと私は考えているのですが、いかがですか。

も、大臣は、政府として、この決議の趣旨を尊重して努力してまいる所存であります、と、こういうことなんでしょう。これは決議を政府とほんとうに詰めて出したというわけではもちろんないので、国会のほうは国会のほうで、政府に対してそういうことをやりなさいという要求のようなものだと思ひます。したがって、この中でもういふいろいろと、その後政府としてはその趣旨を尊重して実現するように、予算措置その他つけておるものもありません。これは御承知だと思います。ただ、この分収造林の問題につきましては、皆さんのほうでもよくそれを検討して実現につとめてくださうということですね、書いてあることは、われわれはもちろんそれを検討してきておるわけでございますが、まだ検討の結果はつきり出たわけではないが、いまの段階においては、私が先ほど答弁をいたしましたように、国の直営を民間にまで拡大していくということにはどうも踏み切れないというのが現在の段階でございす。

うになつております。○島田(琢)委員 たいへんな数の地方公共団体における決議がなされ、それが政府に実現を迫っているわけでありす。私は、このように多数の公共団体が意見書もしくは決議文を寄せているということは、この国営分収造林をはじめとする今日の置かれてある森林の持つ公共性というものの対してきわめて関心が深く、そして、一刻も早く今日のこうした状態を開き直さなければならぬという熱意が末端に浸透しているものと受け取っております。したがって、こうした皆さんの人たちの意見が出てきておるということは、言いかえまして、この実現を一日も早くやってくれということでありすから、こうしたものに対してこたえていく政府側の責任もあると思ひます。単なる決議文だ、意見書だということの取り扱いでは私は困ると思ひます。そして、また、今日こういうふうな地方公共団体が皆さんの意見を寄せる、その背景には、森林の持つ公益的機能というところももちろん一つの大きな目標であり、ねらいでありますけれども、今日、造林の状態一つをとらえてみても、末端では非常に心配される実態にあるということを反映しているものと思ひます。したがって、ここで数字を明らかにしてほしうのはいままでの造林実績、本年を含めて五カ年くらいのものでけっこうであります。ひとつ発表願ひたいと思ひます。特に、四十八年度はまだ数字が具体的にまとまっておらないでしようが、見通しはどうなのか、そして、また、四十九年度以降における造林のこうした計画の推進状況というものはどうのように見通されるのか、この点を明らかにしていただきます。

○福田(省)政府委員 造林のいままでの実績について申し上げます。四十五年が二十三万三千ヘクタールでございす。四十六年が二十二万四千ヘクタール。四十七年が十九万四千ヘクタール。四十八年はこれから造林するところもございすので、四十八年度は

見込みでございますが、二十万ヘクタール。四十九年度は、予算に計上しておりますのが二十万ヘクタールということでございます。このほかに、伐採しましたあと造林する再造林というものの数万ヘクタールあるわけでございますが、主として拡大造林について申し上げます。

○島田(環)委員 これは、あなたのほうで造林計画を立てておられる、森林資源基本計画における目標人工林面積というのがありますが、これと対比して、その進捗状況というのはいくつのような評価になるのですか。

○福田(省)政府委員 お答え申し上げます。

計画と申しますのは、「森林資源に関する基本計画」に基づきまして、全国森林計画に基づいて立てたものでございますが、四十三年度、再造林と拡大造林と分けて申し上げます。計画に對しまして、実績を申し上げたいと思います。

四十三年度を申し上げますと、拡大と再造林では、計画に對しまして八二%となっておりまして、再造林は五〇%、拡大造林が九三%でございます。四十四年が両方で八五%、再造林が四三%、拡大造林が一〇%でございます。四十五年は八五%で、内訳は、再造林が四〇%、拡大造林が一〇%。四十六年は八二%でございます。四十七年は再造林が三六%、拡大造林が一〇%。四十七年は両方で七三%でございますが、再造林三四%、拡大造林九〇%。この五カ年間を合計いたしますと八一%の実績でございますが、内訳で、再造林が四一%、拡大造林が九八%、こういうふうな実績になっておるのでございまして、拡大造林はおおむね計画どおり実施されておりますけれども、再造林は計画から見るときわめて低位にあるというところが申し上げられるところでございます。

○島田(環)委員 いま長官が発表されたごとく、造林というのは問題を非常に残している。まあ、拡大造林で一部一〇%をこえる年もありました。しかし、そのほとんどは、再造林においては三〇%台という状態である。これはどこに原因があるとお考えですか。

○福田(省)政府委員 問題は、いま数字で申し上げますように、再造林にあるわけでございませう。なぜ再造林が計画どおりに進まないのか、いま、きわめて問題でございます。一口に申し上げますと、戦後昭和三十年ごろにおいては、すでに未立木地というものは解消いたしました。造林はいたしております。その成績については若干の問題はございませう。しかし、いま再造林がなぜ進まないかということとは、要するに、伐採が計画どおりに進まないということに一番大きな原因があるわけでございませう。伐採の進まない理由と申し上げますと、これはやはり原因はいろいろございませうが、たとえば労働力の不足の問題であるとか、あるいはまたいろいろの、そのあとの新植に要する経費が非常に増加するということを懸念しての問題であるとか、あるいはそれぞれの市況に基づく判断であるとかいふようなことがいろいろございませうけれども、伐採が進んでいない、計画どおりいかないということが直接的な原因であるというふうに考えております。

○島田(環)委員 伐採が進まないから再造林が計画どおりいかないのだということを言いますけれども、私は、そればかりではないと思うのです。実際には、伐採されても二、三年放置されているという状態は現地で幾つも私たちは目にしております。したがって、それを主たる原因としてあげるのには、私は、きわめて現状認識が乏しいと思うのであります。しかしながら、結局は、今日の現在までにこのような造林状態になっているのは、やはりやむを得ないところが造林されて、これからの、いわゆる社会的、自然的あるいは経済的ないろいろな条件がありますが、そういうところが落ち込んでいる。すなわち、平易に言えば、非常に造林しにくい悪いところが残っているというところと言えぬのではないかと私は思うのですが、その点はどうですか。

○福田(省)政府委員 確かに、御指摘のような点はございませう。最近私たちの調査した結果を大まかに分けて申し上げますと、従来非常に造林の進んでおったところが比較的ビッチが鈍ってきているということでありませう。それはまさに、先生が御指摘の、むずかしいところが残っているということになると思ひます。

それから、もう一点は、特徴がございませうのは、非常に大都市の近くでございまして、いわゆるゴルフ場であるとか、住宅造成であるとか、そういったことが盛んに行なわれている地帯におきましては、計画的な造林が進んでいない。大きく見ますとそういう点が特徴的でございます。

○島田(環)委員 都市に近いところ、あるいはいわゆる平地造林という部分でございまして、あるいは、私はこの機会にちよっとお尋ねをしておきますけれども、かなり早く、もう七、八年の実績になるのではないかとと思ひますが、イタリア改良ポプラが植えられたことがございませう。これは非常に取扱いがむずかしいのです。これは私が言うまでもありません。われわれでは、農地の転用という問題にからんで、これが十九本を限界にして二十本植えられると、無断転用だと言ふ。こういう取り扱いがずいぶん末端で騒がれたものであります。同時に、水田の生産制限という問題にからめて、かなりの水田が山林転用をされたという実態もあると思ひますが、そういうものはいまおっしゃった面積の中に含まれているのですか。拡大造林ということになるのかどうかわかりませんけれども……

○福田(省)政府委員 御指摘の畑等からの転用というものは入っております。約三万町歩ぐらいだったと記憶しております。

○島田(環)委員 イタリアポプラはどうなんですか。

○福田(省)政府委員 イタリアポプラは入っております。イタリアポプラであるとかユーカリというようなものが非常に成育がいいということで、一時そういったことを試験的にやっていた例はございませうけれども、いろいろ問題がございまして、いま、そういった点については、まだ研究を直す必要があるというふうに考えておりますので、そ

れは入っております。○島田(環)委員 私は、イタリアポプラの問題は、私自身も多少の経験を持っておりますので、これはまた別の機会に譲りますが、たまたまいま造林面積の問題が出ましたのでお尋ねをしたわけでありませう。

さて、先ほど前二者の質問の中にもありましたが、公団と公社の関係がありました。それで、先ほどのお話の中にも出ておりましたが、公団造林四〇%、公社造林六〇%ということで分担をしている。そこでお尋ねしたいのですが、公社、公団の契約する場合の最低面積というものは幾らですか。

○福田(省)政府委員 これは公団、公社の場合ですと、はっきりとこれ以上でなければならぬとか、これ以下ではいかぬということにはなっておりませんが、おおむね五ヘクタールでございませう。一応実績を、いままでの事例で申し上げますと、公社につきましては、契約一件当たりの面積が約十五ヘクタールでございまして、造林の一施行地当たりの面積にしますと、平均しまして約八ヘクタールになっております。公団の場合は、一件当たりの契約面積は五十ヘクタールでございまして、一施行地当たりの面積は約十五ヘクタールでございませう。

○島田(環)委員 そこで、公団、公団の造林実績というのはどうなっておりますか。特に、四十七年には、かなり個人造林が減少したようでありませうけれども、この数字はどういうふうになっておりますか。

○福田(省)政府委員 公社造林と公団造林と合計して申し上げますが、四十五年が三万七千ヘクタールでありませう。四十六年が三万六千ヘクタール、四十七年が三万八千ヘクタール、四十八年は見込みでございますが、三万七千ヘクタール、四十九年は予定になっておりますけれども、三万三千ヘクタールであります。

○島田(環)委員 これは両方ひくくするめてですか。

○福田(省)政府委員 さようでございませう。

○島田(塚)委員 結局、いま発表になりましたように、公社も公団も、ある一定の規模以下は手がつけられないという事態にありますね。

○福田(省)政府委員 先ほど冒頭に申し上げましたように、少なくとも五ヘクタール、平均は先ほど申し上げたとおりですけれども、ある程度まとまったものでなければむずかしいということでございます。

○島田(塚)委員 これは、そういう規定になっておるわけですか。

○福田(省)政府委員 規定というわけではございませんけれども、そういう指導方針にしておるわけでございます。

○島田(塚)委員 それじゃ、公団のこれらに要する費用というものは、どれくらい出ていて、どこから出ているのですか。

○福田(省)政府委員 森林開発公団に要します費用は、一部は国有林特別会計からの直接出資でございますし、一部は財投からの借入れでまかなっているものでございます。

公社につきましては、一つは国の補助もございまして、それから公庫融資、あるいは県からの融資というふうな組み合わせでございます。

○島田(塚)委員 四十八年度は、金額において、公社、公団に出されました国有林特別会計並びにまた公社に出されております国の助成額というのはどれくらいになっておりますか。

○福田(省)政府委員 森林開発公団に出資いたしましたものは、四十八年度は七十億でございます。ちなみに、四十七年度は五十九億となっております。

○島田(塚)委員 いまのは公団の話ですね。公社の助成金はどれだけの話ですか。

○福田(省)政府委員 補助金は二十五億になっておりまして、総額では百億でございます。

○島田(塚)委員 国は、これら公団、公社に対して、たいへんな助成金もしくは国有林特別会計からの繰り入れをやって造林を促進しようとしているんですね。ところが、先ほどお話しがあったよ

うに、ある採算線以下の面積だとこれはできない。やって悪いことにはなっておらぬのだけれども、現実問題としてできない。こういうお話しでありました。せっかく国がこれだけのことをやって裏づけをしておきながら、そこまで手が伸びていないというのには、これは一体どういふことなんでしょうか。採算が合わないからだけでは片づけられない問題があるのではないかと私は思いますが、長官はどういう見解をお持ちですか。

○福田(省)政府委員 非常に零細な山林所有者が御承知のとおり多いわけでございます。五ヘクタール未満というのが九割を占めておる状態でございます。この造林の振興につきましては、先ほども申し上げましたけれども、その山を持ている人たちが自分の力で造林をするという考え方を基本に置いているわけでございます。したがって、零細な山を持てている方々——補助なんかはきわめて小さく、〇・一ヘクタール以上というところから出発しておりますけれども、一町歩とか、二町歩とか、あるいはそれ以下の、そういう小さい面積を持てている人たちはできるだけ自力でこれを造林するという考え方をでございます。それでできないところは何人かがそれを共同してやっていく、それに対しては助成をするという考え方に立っておるわけでございます。そういうようなことがなごきぬところは、つまり大きくまとまったところは、いま申し上げた公団なりあるいは森林開発公団というところでそのめんどうを見ていくという考え方に立っておるものでございます。どこまでも基本的には、みんな小さい山持ちですから、できるだけ自分でやりなさい、それに對していろいろな助成をしましょう、一人でできないならば何人か共同してやってみなさい、そういうならば助成しましょう、なおできぬところは、まとまっておれば、公社あるいは公団でやっておるわけでございます。

○島田(塚)委員 ところで、公団、公社が手がけている造林事業のうち、森林組合が行なっている比率というのはどれくらいになりますか。

○福田(省)政府委員 御指摘の公社の場合でございますが、公社の場合は、そのうち八四％は森林組合が委託を受けて仕事をやっております。公団の場合は、全体の仕事のうちの四四％を森林組合が委託を受けて造林をいたしております。

○島田(塚)委員 先ほど、小さい山持ちになるべく個人でやれ、そこでもできないところは共同の力でやれということ、すなわち、共同の力というのが森林組合の責任の範疇に入る部分ではないかと私は思うが、それはそういう仕組みじゃないんですか。全く個人で寄り集まって共同化してやるという仕組みですか。

○福田(省)政府委員 数人と申しましたことは、一つはこういうことでございます。少なくとも、数人というのは二人から出発するわけでございますけれども、また、三人でも、四人でも、五人でも、数人共同して、自分の持っている山を全部出して、それで計画的に仕事をやろうというときには、それに対する助成がございまして。しかし、これは、一人の持っている山というのは分散しておりますので、なかなかむずかしいので、なかなかそう計画的にいきません。たとえば親戚関係であるとか、会社の関係であるとかならありますが、四十九年度からはそれを少し変えまして、一部を出してもいいけれども、少なくとも団地としてまとまった三十町歩とかいったものを、まとまって計画を立てて仕事をした場合には、それに対して助成をするという考え方に立ってやっておりますわけでございます。山を持てている人というのは、やはり、森林組合にも実は加入しているわけでございますから、みずからは山を持てないが、また労働班員でもあるわけでございます。したがって、私が申し上げたのは、できるだけまとめた計画を組みなさい、そうして計画的に仕事をしなさい、そうしたらいろいろな助成措置を講じてあげますよということ、そのまとめ方に、いま申し上げたように、全部出合せてまとめる方法と、一部出していく、団地としてまとめる方法

と、二種類ございます。そうしてやっていく場合に、今度は森林組合が労働班としてそこで仕事をしていくようになるわけでございます。二人ぐらいいなら別に組合ということでもなくともできる場合もございましょう。そういうことでございまして。

○島田(塚)委員 そういうように個人ではできない、また、何戸かまとまってやるとしてもなかなか手がつけられないという実情というのは、末端にたくさんあると思うのです。それで、森林組合というのは、従来分収造林をやっております。これは林野庁指導のもとに行なわれているのです。そして、その場合、森林組合の行なう分収造林方式というものは何らかの規定があり、そして約束ごとがきつとなされて、その分収割合などもきちっとされてこの方式が末端で進められているのかどうか。その辺、林野庁はこの全貌を承知していると思いますが、どうですか。

○平松政府委員 お答えいたします。

森林組合が分収造林の当事者となっております分収林の面積の総計は、現在、組合が造林者となっておるものというふうな形のものが二百六十二組合で、二万六千ヘクタールほどございます。それから、展示林といたしまして、森林組合が造林者と費用負担者というふうな形の法的地位を持ってやっております分収林が二百八十一組合で、約六千七百ヘクタールほどございます。この当事者となっておる分収造林のあり方につきましては、分収造林特別措置法及び分収造林推進要綱という次官通達が出ておりますが、それに基いて適正な実施がなされるようにということで指導いたしております。事業計画は組合の総会において承認を得ること、契約の対象は組合員の所有する森林とすること、森林組合は造林者として位置づけられるようにというふうな形のものを指導いたしております。

○島田(塚)委員 このいわゆる森林組合が行なう分収造林には、結果として非常に問題が出てくるのです。いま、次官通達で規定にかわるも

のが示されているというお話しであります。これは全国統一しているかどうか、私は非常に疑問があるのです。しばしば分収が行なわれたあとにおける問題がいろいろ出ております。たとえば造林費用の持ち方とか、それに対する助成金の持ち方、いわゆる配分のしかた、こういったものが非常に問題になって出ているわけです。私は、森林組合が行なう分収造林そのものでは、先ほど言っておりますようないわゆる小林立、零細林化の造林事業というものの目的は達成されていないというふうに思います。それが今日全国的に造林が非常に落ち込んでいて、計画どおり進んでいないという大きな原因になっていると私は思う。これは、長官の、いわゆる伐採が計画どおり進まないから再造林が進まない、その部分が落ち込んでいくという説明では、私は納得できないのであります。現地にはいろいろな問題があつて、組合には、分収造林で委託をするというようなことには難色を示す組合員もたくさんある。したがつて、自分でもなかなかできない。隣と力を合わせてといったつて、家こそはくついているけれども、山全体の伐採計画というものは、その個々の考え方と計画によつてずいぶん違ふものから、実際には、協力して造林を進めるということも、言うべくして、現地ではなかなかそのとおりに進んでいないというのが実態なんでありまして。したがつて、そういう面を救い上げていく手だてというものは今日非常に必要であるし、また、急がなければならぬと思うのです。やりやすいところはだれでもやります。やりにくいところ、経済的にもあるいはそのほかの条件などでも非常に著しんでいる地帯の造林こそ急いで進めていかなければ、今日の造林の計画どおりの進捗を見ることがきわめてむづかしいと私は思っているのです。そういう点について、もっと十分に現地の実態というものの調査をされた上で、具体的にそれらを進めていく手だてというものを末端に示していく林野庁としての責任があると思つていますが、その考え方について

はどうですか。

○平松政府委員 先ほど御説明いたしましたように、現在森林組合が分収造林の当事者となつておられるわけですが、これは、現在行なつておりますものは、先ほど申し上げましたように、指導事業として実施しておるものでございまして、今度の森林法の改正によりまして、森林組合は森林の経営をすることという権能が与えられますので、当然、分収造林の当事者となる権能を持つということになるわけでございますから、いままでは指導事業として実施しておりました分について、先生御指摘のような問題点ありといたしまして、今後、新しい法律に基づいて分収造林を実行してまいります場合には、その点について特に留意をいたしまして、指導をしてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○島田(琢)委員 そこで、森林組合の問題について少し言及したいと思ひます。

その一つは、先ほど来前者からも森林組合の強化、育成について意見がございました。私も、今日、全国的に見た森林組合のあり方については、非常に多くの問題を持っていると思ひます。それがゆゑに、森林組合合併助成法をつくつて助成までして合併を促進しながら、なかなかこれは進んでいない。これも、言うべくして非常にむづかしい問題だと私は思うのです。先ほど具体的に、長官、お考えはどうかという質問がありましたが、私は答弁を聞いていて、これは具体的な御答弁だとは受け取れない面がたたくさんある。何か、精神訓話をしているようにしか聞こえないところがございます。これは、末端の森林組合の持つてゐる、あるいは置かれてゐる実情というものは、あなたが考へてゐるような状態にはなかなかなつておらぬところに大きな問題があると思ふのです。

私は、先ごろ、昨年の十一月に、国会派遣で、次官のおひざ元の栃木県をばじめとして、群馬、福島、三県の実態を調査をさせていただきました。相当優秀な森林組合を見せてもらったわけ

ありますが、私は、ああいう森林組合というものは、今日あれをレベルに考へて全国の森林組合の実態を推しはかるということはきわめて危険だと思ふ。特殊な組合だというふうには私は判断をいたしております。この当事者、特に理事者は、なかなかたいへん真剣な考へ方と一つの識見を持つてやつてゐるということについては、私は、一応の評価をして帰りました。確かに、ああいう森林組合になることが望ましいと思ふのですが、あそこに至るプロセスは、言うべくしてなかなか簡単なものじゃないと思ふのです。ですから、森林組合の今日置かれてゐる状態というものをと具体的にこまかに分析をしていただきたい。

具体的なこと申し上げますと、これは、私の近くの町村にもそういう実態がございしますが、町村長が組合長で、職員が二人くらい、いわゆる役場の片すみに机を並べてゐるような、そういう森林組合がまだざらにあるのです。それは、統計数字によつても明らかであります。こういう森林組合の実態というものを一つの企業体としてとらえて、労働班編成を押しつけ、あるいはまた、将来の大事な造林事業の大半の責任をここに負わせるとしても、それはきわめて困難だと私は思うのです。この辺の事実認識というものは、長官、さうめて甘いと思ふのです。特に、この栃木県の状態というものは、次官のおひざ元でありますから、私は、つぶさにあの県については調査をさせていただきましたし、また、いろいろな意味で私なりに勉強もしてまいりました。しかし、全国的に見ると決してそういう状態になつておらぬし、また、栃木県自体でも非常に問題のある点を組合幹部から私どもに話がなされて、興味ある話として、私は非常に聴聴してまいつたのであります。こういう実態というものを十分おわかりになつて、森林組合というものの強化、育成をはかつていくのでなければ、私は、絶対に森林組合の問題については解決しないと思ふのです。それから、もう一つ、労働班編成というようなことを盛んに言ひますが、今日置かれてい

る森林組合のいわゆる組合員と称する人たちが、うしてまた臨時雇いのような人もこの中に入つていますが、給与ベースというものをばじめとして、いわゆる雇用の条件というものが、ほかの団体に比べて非常に安いんです。低いんです。こういう状態をまず改善しなければならぬ。これが重要な一つの課題だと私は思ふのです。先ほど、森林組合に対して、組合自体の強化、育成のために助成金を出してゐるとか、いろいろなことがありましたが、しかし、今日、こうした労働者の確保というものは、これまた、言うべくしてまことに至難なわざと言わなければならぬ。それはもうここで数字が——今回の国会論議のために必要な資料というものは昨年の四月に出されておりますが、これを見ても、森林組合の実態というものは、私に言わせれば、これはほとんど改善されていなく思ふのです。これは言うべくしてまことにむづかしいということを端的にこの数字は物語つてゐると私は思ふのです。そして、また、森林組合自体がそういういわゆる機能ある組合として生きていくために、強化されるために必要なのは、いま言ったそういう給与ベースの改善ももちろんですけれども、もう一つは、特殊な作業範囲を持つ職場が多いという、この実態を的確に踏まえて、健康管理をはじめとする労働管理というもののについては、国、林野庁が相当指導、強化をしていかなければならぬ面というものはやはりたくさんあると思ふのです。その辺を置き忘れておいて、森林組合の強化育成ばかり言つたつて、これは絶対前に進まぬと思ふのですが、私のいまのこういう指摘に対してはどうですか。まず、地元

の栃木県の話を出しましたから、次官、どう考へなつておられますか。

○渡辺(美)政府委員 御承知のとおり、あなたがいまおっしゃつたように、非常にいい組合もある。これは事実であります。そこで、合併助成法によつて、適正な規模に森林組合の合併というものをできるだけはかつていくこと、これはまず大事

なことでありませう。

それから、また、給与ベースが悪い。これも事実であつて、なかなか労務班編成どころじやないというものもありますから、これも、やはり、規模が小さいというところに問題があります。したがって、これらも規模を大きくするような指導、助成というものをやっていたらなければならぬ。

労務管理の問題、健康管理の問題についても、あなたの御指摘になったようなことがございませう。したがって、それはいずれも森林組合の内容というものを充実させていかなければならぬ。もう、そこに尽きるだろうと私は思う。やはり、森林組合の仕事の分野というものを広げて、事業の範囲の拡大というものを広げてやることで、活動できる分野を森林組合にもっと与えてやるというのが今回の森林法の改正であり、合併助成法の改正というようにもなつておるわけですから、確かにあなたのおっしゃるようなことがございませうので、それを解消するために目下努力中である。こういうことで御了解いただきたいと存じます。

○島田(琢)委員　なかなか、一つの城を守るといふ意識は強いものであります。これは、農業協同組合の合併においても同じようなことが言われまじ、また、見られました。特に、古今を通じて、山持ちというものを、山を持つておる者はえらくなつたように、財産をたくさん持つておるから、ある意味ではそれはえらいのかもしれないけれども、どうかすると、山をたくさん持つておる者がその町では幅をきかす。そして、また、町長になるなんていうのも、意外と山の多い人が町長になつておるといふケースがたくさんあります。そういうところに限って、森林組合というものの対してきわめて関心が低い。そのくせして、ろくなこともやれぬくせして、他の町村から合併などという働きかけがあつても、おれはおれのところぢやんとやつておるから、そんな、おまえさんのほうに心配してもらわぬでもいいと言ふ。こういう事実なんかもたくさんあつて、私は、農

業協同組合の合併促進よりもさらに至難だというのがこの森林組合の合併の実態ではないかと思ふのです。次官は、いま、一生懸命努力するとおつしやるから、それ以上お話しをしたつて、具体的にどうしようといふことは出てこないと思ひますが、しかし、そういうものを含めて、林野庁は大いに責任を果たしていただかなければならぬと私は思ふのです。そして、今日、そういう森林組合の実態にありながら、国営分収造林法というものを私どもが提案いたしますと、それぞれ、そんなに皆さんから心配してもらわぬでも、わが民有林は、森林組合を中心にして、造林もつぱに責任を果たして見せると言つて、胸を張つて、わが党案に対してもかなりきびしい反対をしておる空気があります。しかし、私は、前二者の質問に答えて提案者の芳賀委員からも明快に答えておりますように、今日、落ち込んでおるそういう状態を一刻も早く計画どおりの線に乗せ、さらに計画を上回るような状態にしていかなければ、今日の日本の森林行政、森林政策というものは問題にならぬといふことを指摘し、その補完の意味を含めて、国営分収造林法という、いわゆる単独立法を今日われわれは提案をした。ですから、私は、ほんとうに天下に胸を張つて、この法案こそ、まさに、今日の日本の森林の、特に造林部分を推進していくための大きな推進力となり、役割りを果たすものだと言へると考えているのです。

そこで、八百長だなんていう声が出るかもしれないけれども、提案者もせつかくそこにおすわりでありますし、国民の皆さん方に、われわれがこういう分収造林法というものを提出してきた一つのねらいと、その背景と、持つてゐる意義といふものはおおよそ理解されておると私は思ひますし、きょうの議論を通して明らかにしたと思ひますが、いま、政務次官と私、あるいは長官と私の間にいろいろ議論がかわされましたが、それを踏まえて考えてまいりますときには、私どもが提案しているような制度というものは、次官が冒頭に、これには問題があるので反対だと思つ

しやつたこととはうらはらに、私は絶対必要だといふふうに考えるのですが、提案者からもう一度この法案の趣旨を明快にしたいだいて、政府側を叱咤激励する意味でひとつ御答弁をいただきたいと思ふのであります。

○芳賀委員　本案の提出の理由については、重ねて申し上げる必要はないと思ふのです。ただ、立法院の委員会の議決というものは、やはり行政府において尊重するべきであるといふことはもう言うまでもないわけでございますからして、それが内閣提出の法案でありまして、また、議員提出の法案であつても、当然、立法院自身においてこれを審議して法制化するという責任を持つておるわけでありまして、私どもとしては、鋭意この制度の実現に当たるといふことは不変の方針であると言つて差しつかえないわけでございます。

それから、もう一つ申し上げたいことは、本案に基づく国営分収造林を進める場合においても、この国営分収造林だけが一人歩きをするといふわけではないわけですから、これは法案の中にも明らかになつておりますが、順序としては、まず、国が行なうところの森林法第四條に基づく全国森林計画の中の造林計画というものが当然設定されるわけでありまして、この造林の長期目標の中の一環として、国営分収造林は、十五年間を一期として百万ヘクタールの分収造林を行なうといふことになるわけであつて、当然これは全国森林計画の中に包括される計画であるといふことは言うまでもないわけでありまして、そして、次の段階では、都道府県知事が関係市町村長や都道府県の森林審議会の意見を聞いて造林実施地域の指定の申請を行なうわけでありまして、それを今度は、農林大臣が中央森林審議会の意見を聞いて、全国的に造林実施地域の指定を行なう。したがって、造林の実施については、指定された造林実施地域内の林家、森林所有者一人あるいは数人が共同して国営分収造林の契約を締結したいといふ申し出が行なわれるわけですから、申し出がないものを取り上げ

るといふわけではないわけですね。そういう申し出が出された場合においては、この法案の第五條にうたつておるとおり、この審査の要件としては、第一に、その申し出の林地がすみやかに造林を行なう必要があるものであること、第二は、所有者である個人が自分の能力で造林を行なうことができないと認めたもの、それからもう一つは、その地域において実施されておる公団造林あるいは公社造林によるいわゆる分収造林事業といふものが行なわれておる場合、その分収造林に依存して契約をすることが困難であること、この三つの場合のすべての要件が満たされた場合において、初めて国が分収造林契約を締結して、そして国の責任で造林を行なうといふことになつておるもので、全国どこでも、希望があればそれを取りまとめて造林を行なうといふことではないわけでありませう。

しかし、実際に行なう場合においては、先ほど来議論がありました、現状における森林所有の零細性あるいは分散性、あるいは技術的にも、社会条件的にも、非常な制約を受けておるといふような林地が残されておるわけでありませう。これは公団造林にしても、あるいは公社造林にしても、経営上の理由等においてなかなか積極的にこれを取り上げるといふ意思がないといふ場合には、当然、国が行なう分収造林事業がこれを包容して、そして、国全体の森林資源の培養のために積極的にこの事業を行なうといふことでなければならぬと思ふわけでありませう。

将来の問題としては、島田委員も諸外国を調査されておわりのことではあります、たとえば自由主義国においても、あるいは社会主義国においても、森林政策といふものは次第に社会公共性の上に立つて、具体的な施策を国が中心になつて行なう、これが共通な現実であります。日本の森林の場合は、戦後農地改革が行なわれましたけれども、森林に対する新しい改革といふものは全く手が触れられないままに今日に至つておるわけでありませうからして、所有形態においても、あるいは

所有の階層別の分布にいたしまして、非常に前時代的なものが残っておりますことは、これは言うまでもないわけでありまして。しかし、一挙にこれを解決することはできないわけでありまして、あるいはまた公害等の問題が多発している今日でありまして、特に、最近の資源問題等を踏まえて、あるいはまた公害等の問題が多発している今日でありまして、森林の持つ自然環境の保全という新しい役割、これは国有林事業で行ないまして、決してここから収益を生じないわけでありまして、公益的機能を發揮する事業を行なつても、そこからは収益というものは有形的に生じない。しかし、これは人間社会においては非常に大事なことでありますので、こういう面については、やはり、国の責任で、森林の持つ公益機能の發揮ということについては十分な財政の負担あるいは施策の実行を行なう必要があるというふうに考えておりますので、これを基本にして、今後、国営分収造林制度の実現に万難を排して進んでいきたいと思つております。

○島田(琢)委員 時間が来ましたがもうやめますけれども、いま提案者から説明され、そしてまた私がいままで議論をいたしました点を政府側としても十分理解ができたと思つたのです。そして、結局は、こうしたいわゆる森林組合自体の手の及ばないところ、また各市町村から非常に希求されている部分の造林の促進、こういったいわゆる谷間にあるようなところについて積極的に国営分収造林でやるべきだという、こうした提案は、まさに、私は、どなたがこれを考えたか否定すべきものではないと思つたのです。それがあるがゆえに、賛成町村はそうした意思をひきつけて決議をし、あるいは意見書を政府側に出して、一刻も早くこの実現を迫つていくと思つたのです。こうした民意にこたえていくのは政府の当然の責任ではないかと私は思つたのです。しかも、このやり方の内容については、すでに明らかにされたように、きわめて民主的で、森林組合が心配されているような領域侵犯などという事実は何らないということもこの議論の中から明らかにされました。むしろ、森

林組合の育成強化をはかりながら地域に貢献していく法案であると私は思つて、きわめて賛成して一人でありまして。もちろん、提案者でありまして、私は、この法案は今日絶対必要だという判断に立っております。次官は、これだけの議論と内容が明らかにしても、なおかつこれは反対だとおつしやるのですか。その点をひとつ明解に御答弁をお願いいたします。

○渡辺(美)政府委員 その零細な森林所有者にも造林をさせるようにしようという、そういう点は同じなんです。ですから、われわれはそういう零細なものをやるのに、国が、林野庁が出かけていってやるほどの話ではないのであつて、やはりそれは零細なもの、その地域社会の中にあるのですから、森林組合を強化して、合併をさせて、そうしてやればいいじゃないですか。それから方法論においては、官業というのはなかなか能率があがらないんですよ。それは別に林野庁だけではないのです。どこでもそうなんです。ですから、今回も、農林省では、あの農地開発公団をつくる場合において、今度新しい法案を出しますが、自分が直接ブルドーザー運転手をかかえてやるというのから、発注ごとと切りかえるということとで管理、監督、設計というものをやらせようということなども、すべて国が直接事業にどんどん広げていくという考え方を考えておるものだ、一連の考え方だと私は思つたのです。

せっかくの御提案でございますが、いろいろ検討してみても、民有林に国有林の方々がどんどん入つていって、全部造林してやるよというのはいへん、ありがたうお話しでございますが、方法論として私はなかなか賛成いたしかねるということの――まあ、こうなつてくると見解の相違みたいなことになるのです、それでもわからぬかとおつしやるのですけれども、なかなかわからないというのがまあ実情でございます。

○島田(琢)委員 それじゃ次官、ひとつ約束しましう。このあと、造林が、私どもの期待する、

国民が期待するような状態にいかないとしたら、あなたは、いまおつしやうたことをひるがえして、われわれの提案をすなおに受け入れるという用意はありますか。

○渡辺(美)政府委員 私は、まあ計画的に造林を進めさせるという考えでおります。万が一の場合、いまのところ考えておりません。やはり、これはどつちがいいかというようなことは、いろいろな条件のもとで言われることでありますから、私はいかないと思つておりませんから、そこまでの約束はいたしません。

○島田(琢)委員 四十九年度の一年間の動きの中で、私は評価が出てくると思つたのです。そのときになつて、なるほど社会党が言ったことをいまやっておけばよかったという後悔をしないようにしていただきたい。前向きにひとつ――われわれが心配しているのは、こういう法案をつくらなければならなかった背景、それを私どもは指摘をしているのであります。どうかひとつ前向きに、いわゆる日本の森林の行政があなたの手によつて大前進するように私は期待をいたしたいと思つた。

きょうは時間がないので、もう少しお話しをしなければならぬ点がありましたけれども、かいつまんだ要点のみで終始をいたしました。最後に私は言つておきますが、全委員を代表して、社会党十人が今回のこの国営分収造林法というものを提案した。どうもよその皆さん方は、社会党が特別なことをやつたようにお考えであるようだし、また、全国各地の、特に森林に携わっている皆さん方から、まるで唐突のごとく理解をされているというの、私はきわめて残念であります。これは政府みずからが、われわれの提案をいたしました決議の実行にあつて、具体的検討にあつたての取り扱いにきわめて不備なものがあつたことの一つの証拠ではないかと思つて、私は最後に、ぬのがであります。そういう意味で、私は最後に、わが党が中心になつて出しましたこの法案というものは、きわめて評価に値するということを天下

に表明をいたしまして、私の質問を終わりたいと思つた。

○飯谷委員長 次回は、明二十日水曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後六時十五分散会

農林水産委員会議録第五号中正誤

ペシ	段行	誤	正
二	一	倉庫基本法	食糧基本法
同	第六号	中正誤	
ペシ	段行	誤	正
三	四	事態に推移	事態の推移
三	六	協御力	御協力
四	一	末八 備整	整備
四	九	施設	施設